

第3章 ケーススタディ（日韓を例として）

3.1 背景と影響評価実施の手順

3.1.1 EPA/FTA における環境配慮の必要性とわが国の動向

88. 貿易と環境の問題が注目を浴びることとなったきっかけとして、1991年に米国とメキシコの間で争われたキハダマグロ事件が挙げられる。その後、1992年に開催された地球サミットでは、「環境と開発に関するリオ宣言」、「アジェンダ 21」等の採択により、貿易と環境とを政策的に相互支持的にしていく方向性が国際的な共通認識として位置づけられたと言える。一方、OECDでは1991年に環境大臣会合による指示を受け、環境政策委員会と貿易委員会により「貿易と環境の合同専門家会合」を設立、環境保護の目的と自由貿易体制の維持・強化の目的を同時達成する方策について検討を開始した。

89. そのような中、ウルグアイ・ラウンド交渉（1986～94年）を経て1995年に設立されたWTOでは貿易と環境に関する委員会（CTE）が設置され、2001年11月に開催されたWTO第4回閣僚会議（カタルドール）では2005年までの交渉課題が盛り込まれたドーハアジェンダ（DDA）が採択された。これによってWTOの新ラウンドが開始されることとなり、「貿易と環境」が新たに交渉課題として位置付けられることとなった。しかし、2003年9月にメキシコ・カンクンの閣僚会議での交渉が決裂したこともあり、今後、地域間又は二国間EPA/FTAの動きがより重視されることが考えられる。

90. わが国でも二国間経済連携協定の締結に向けた取組が、特にASEAN諸国やメキシコ等を対象とした包括的経済連携実現の枠組みを検討する取組と並行して行われている。

91. 最も進んでいるのがシンガポールとの経済連携協定であり、2002年11月に「日本・シンガポール新時代経済連携協定（JSEPA）」が、我が国にとって初めての二国間経済連携協定（EPA）として締結された。このJSEPAでは、関税撤廃措置のみならず、サービス貿易や投資の自由化、電子商取引関連制度、人の移動の円滑化等、物品だけでなく資本や人、情報等が国境を越えて移動することを幅広く念頭に置いた協定となっている。

92. また、メキシコについては、2002年11月のAPEC首脳会合においてEPA交渉の開始が合意され、交渉が行われてきたが、2003年10月16日の共同声明により、引き続きEPA締結実現に向けて取り組んでいくことが確認されている。このほか、タイ、フィリピン、マレーシア、インドネシア等と経済連携の可能性を検討するための取組（主に作業部会レベルでの検討）が行われている。

93. そこで、このような状況を鑑み、わが国としても貿易と環境の整合性を図る取組みを積極的に推進していく必要性が高まっていることから、EPAの中に環境面の配慮を盛り込むとともに、EPA自体を環境に配慮したものとするための手法の検討を行う必要があり、我が国の推進するEPAと環境との整合性の確保を図ることが求められている。

3.1.2 本ケーススタディの手続き的事項

94. 本ケーススタディでは以下の 4 段階の手順を試行的に採用することとした。具体的な実施は「3.2」以降を参照されたい。

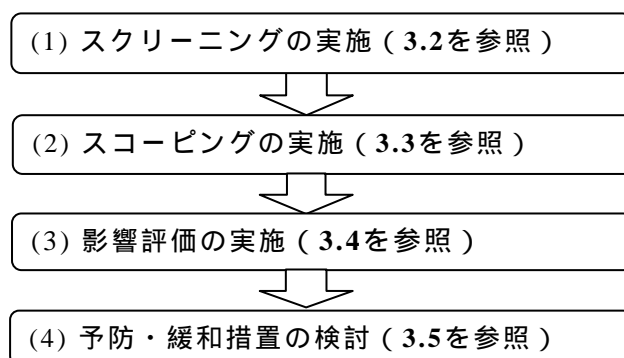


図 3.1 本ケーススタディの実施手順

(1)スクリーニングの実施

95. スクリーニングは、影響評価の適用対象とする EPA/FTA を抽出するプロセスである。具体的には、貿易の自由化を類型化し、環境に及ぼす影響の大きさを考慮しつつ、環境影響評価の必要性が高い対象への絞り込みを実施し、EPA/FTA に対する環境影響評価の実施の必要性を検討する。本ケーススタディにおいては、スクリーニングシートを作成し、以下の二つの視点から EPA の環境影響評価の実施の必要性の高さを検討する。

共同研究会で議論された EPA の内容に係るスクリーニングシート 貿易自由化と環境影響との関係に係るスクリーニングシート

(2)スコーピングの実施

96. スコーピングは、検討範囲の設定及び問題の絞り込みを含む影響評価の手法や項目についての検討を行うプロセスである。本ケーススタディではスクリーニングの成果を踏まえた上で次の 2 つの視点から影響評価における評価項目を絞り込むとともに、その評価手法について検討を行う。

1) 経済面・環境面・社会面に関する基本状況の認識

97. 日本及び相手国の経済、環境関連の基礎情報を収集し、これらの情報に基づいて二国間 EPA/FTA がもたらす環境影響を定性的に整理することで、環境影響評価で重点的に検討すべき内容の抽出に資するプロセスである。

98. なお、本ケーススタディにおいては、以下の二つの視点からなる経済面・環境面・社会面からの影響評価に資する基本状況認識シートを作成し、検討範囲の設定及び問題の絞り込み、影響評価の項目および手法の絞り込みに資する項目の抽出を行う。

EPA/FTA 締結に伴う経済への影響に関する基本状況認識 経済影響に伴う環境・社会への影響に関する基本状況認識

2) スコーピングの視点

99. 基本状況認識シートの内容を踏まえ、次の2つの視点から、検討範囲の設定および問題の絞り込みを行う。

スコーピングの視点：

● 地理的対象範囲

通常は、EPA の参加国がそれぞれ環境影響評価を実施し、地球規模及び越境的な環境影響を考慮しながら、自国への影響を中心に評価することが適当とされる。今回は日韓を中心に、一部地球規模の環境影響も考慮する。

● 影響評価項目の対象範囲

EPA の影響評価では、通常、環境面・経済面・社会面を合わせて評価する方が有益である。今回は持続可能性の視点から環境面を主とし、経済面・社会面を総合的に評価する。

3) 影響評価の評価方法

100. 上記の2つの視点で絞り込まれた範囲に対する評価方法について、様々な方法の中から妥当なものを選択する。特に評価方法のうち、定量的評価を行うものについては、評価手法についても選択を行う。

(3) 影響評価の実施

101. 入手可能な経済・環境データなどをもとに、影響評価で採用すべき手法（定量的なモデル分析も含む）の検討を行い、採用した手法に基づいた定性的分析及び定量的分析と併せて影響評価を行う。

(4) 予防・緩和措置の検討

102. まとめとして、過去の貿易自由化における環境配慮等も参考にしながら、予防・緩和策の考え方について内容を、定量的評価結果も踏まえつつ定性的に検討する。

(5) 公衆からの意見募集

103. 影響評価においては、公衆から広く意見を募集しつつ、影響評価の実施を行う必要がある。公衆からの意見募集は、早期段階からの合意形成、考慮すべき各側面からの課題の発見、様々な見解を取り入れた社会的受容性のある影響評価を行うことが意義として挙げられ、環境影響評価の各段階での実施が考えられるが、本ケーススタディにおいては、ケーススタディであることを考慮し、「環境と経済連携協定に関する懇談会」における専門家からの意見を交える形で便宜的に代用する。なお、実際に EPA/FTA の環境影響評価を適用する際には、広範な情報に基づいた環境影響評価が行われるよう、その手続きにおいて市民、専門家等の各関係者から広く意見を募集する必要がある。

3.2スクリーニングの実施

3.2.1スクリーニングシートの作成と対象の絞り込み

(1)スクリーニングシートの作成

104. 以下の2種類のスクリーニングシートを作成し、環境影響評価の必要性が高い対象への絞り込みを実施した。「日韓共同研究会で議論されたEPAの内容」に係るスクリーニングシートは、協定文への盛り込み（位置付け）の必要性の有無を確認することを念頭に置いた項目とした。また、「貿易自由化と環境影響との関係」に係るスクリーニングシートは、日韓の環境政策の状況の相違を明らかにすることを念頭に置いた項目とした。

**日韓共同研究会で議論されたEPAの内容に係るスクリーニングシート
貿易自由化と環境影響との関係に係るスクリーニングシート**

表 3.1 スクリーニングシート： 日韓共同研究会で議論された EPA の内容

日韓共同研究会で議論された EPA の内容（その 1）

確認の視点	確認事項	結果
1) 貿易自由化の目的	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 貿易自由化の種類は何か。 ➢ 貿易自由化により目指すものは何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 二国間における地域貿易協定の締結による貿易の自由化。 ● アジア経済の核としての役割強化が期待される。 地理的にも隣接している日韓両国が FTA を締結することで、人口規模は約 1 億 7,400 万人、経済規模も GDP4.7 兆ドル（世界の 17%）に達する。 ● 日韓両国の経済関係が深化することにより、両国企業の国際競争力の強化と、市場の国際的魅力的向上につながる事が期待される。 ● 日韓両国の安定的な関係強化は、東アジアの安定度を高めるとともに、中国や ASEAN 諸国との連携強化等の面で、日本にとって重要。
2) 自由化の手法	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 貿易自由化の手法として考えている国内貿易措置（関税、非関税、貿易関連補助金）、協定の種類として考えているもの（特恵的協定、貿易自由化協定）は何か。 ➢ 貿易自由化の具体的な手法は何か。 ➢ 貿易自由化は、補助金を強化 / 廃止する規定を盛り込む予定か。 ➢ 貿易自由化は、関税を減少 / 除外させる予定か。 ➢ 貿易自由化では、製品の国内基準に伴う輸入規制の適用を協定文に位置付ける予定か。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 貿易の非関税措置である二国間の貿易自由化協定（経済連携協定）を念頭に置いている。 ● 念頭に置くのは包括的な経済連携協定（EPA） 商品貿易に関わる関税及び非関税障壁、原産地規則、税関手続、ペーパーレス貿易、貿易救済措置、貿易の技術的障害、衛生植物検疫措置、サービス貿易、投資、人の移動、知的財産権、政府調達、競争政策、情報通信技術、中小企業、貿易と投資の促進、科学技術、運輸、放送、観光、環境、金融、人材養成、紛争解決等についても議論がなされている。 ● 補助金を強化 / 廃止する規定については現段階では議論がなされていない。 ● 関税を減少 / 除外させる規定が盛り込まれるものと考えられる。 ● 製品の国内基準に伴う輸入規制の適用を協定文に位置づける場合、WTO 協定違反とならないように十分な配慮が必要である。
3) 対象製品・セクター	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 貿易自由化は、特にどの製品やセクターをターゲットにしたものか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定の製品やセクターをターゲットにしたものではなく、より包括的な EPA を想定している。
4) 環境関連の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 貿易自由化では、持続可能な発展のような目標を協定文に位置付ける予定か。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 明記される可能性はある。 < 参考 > NAFTA や近年締結された米国 - ヨルダン FTA においては、前文や目的等において環境保全に努めることや環境との関係について明記されているところである。

日韓共同研究会で議論された EPA の内容（その 2）

確認の視点	確認事項	結果
	<p>➢ 貿易自由化では、予防的アプローチや汚染者負担原則のような環境原則の考慮を協定文に位置付ける予定か。</p> <p>➢ 貿易自由化では、環境保護のための特別な例外事項を協定文に位置付ける予定か。また、例外となり得るかどうかの判断基準は何か。</p>	<p>● 現時点では明示的に議論されていない。 仮に、位置付ける場合には、予防的アプローチの考慮の程度については次項の取り扱いが、汚染者負担原則の考慮の程度については5)環境政策措置における四番目の項目が参考となる。</p> <p>● 環境保護の為の特別な例外事項が盛り込まれる可能性はある。 <参考> NAFTA（第 104 条：環境及び自然保存の諸協定との関係）では、ワシントン条約、モントリオール条約、バーゼル条約等については、NAFTA との不一致が生じるまでは NAFTA に基づく義務が有効であると規定している（但し不一致が生じた場合にどちらが優先するかまでは規定されていない）。 米国・ヨルダン FTA（第 12 条）等では、GATT 第 20 条（人間・動植物の健康・衛生保全に関わるもの、天然資源の保全に関わる一般例外規定）及びその解釈注釈がこの協定に組み込まれるとしている。</p>
5) 環境政策措置	<p>➢ 貿易自由化では、環境規制や基準の執行に関する規定を協定文に位置付ける予定か。</p> <p>➢ 貿易自由化では、貿易に影響を及ぼす環境措置の通知に関する規定を協定文に位置付ける予定か。通知の要求の範囲とタイミングは何か。</p>	<p>● 現時点では明示的に議論されていない。</p> <p>● 協定本文あるいは補完協定として環境に特化した規定を盛り込むことになった場合には、各当事国に環境政策の決定権がある旨が含まれる可能性がある。 <参考> NAFTA の補完協定である NAAEC（環境協力に関する北米協定）には、以下の規定が含まれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各国が自国の環境政策及び優先順位を開発する権利を有する。 ● 自国の環境法及び規制を適切な政策措置を通じて効果的に執行する（遵守していない場合は公表する等の義務がある）。 ● 一当事国に対し他の当事国が環境法の執行を行うことを認める。 <p>米国・ヨルダン FTA では以下の規定が盛り込まれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 貿易を奨励する手段として自国の環境法及び規制を緩和しないことを努力。 ● 持続的な改善を含め、“高い水準の環境保護”を規定することを努力。 <p>● 現時点では明示的に議論されていない。</p> <p>● 環境措置であるかどうかに関わらず、少なくとも貿易に影響を及ぼす措置を導入する場合には、通知する旨の規定を設ける可能性はある。 <参考> NAFTA では、原則、締約国からの商品に対する輸入禁止・制限措置を維持もしくは採用しないこと、また締約国向け商品の輸入や販売に禁止・制限措置を維持もしくは採用しないことを決めているがいくつかの適用除外を設けており（付属文書 301.3）、これに該当しないものが貿易に影響を及ぼす措置を導入する場合は、環境措置であるかどうかに関わらず締約国間での合意に基づいた付属文書の改正が必要。 NAFTA 第 104 条（環境及び自然保存の諸協定との関係）の規定では、特定の環境協定が挙げられているのみであり、新たな協定を追加する場合、同様に付属文書の改正が必要である。 米国・ヨルダン FTA では原則、当該当時国間の貿易における輸入について数量制限の導入ができないとされているが、例外として協定に組み込まれている GATT 第 20 条の規定及びその解釈注釈から、貿易に影響を及ぼす環境措置を事前通告なしで導入可能であるという解釈もあり得る。</p>

日韓共同研究会で議論された EPA の内容（その 3）

確認の視点	確認事項	結果
(続き)	<p>➢ 貿易自由化では、環境基準の調和に関する規定を協定文に位置付ける予定か。</p>	<p>● 現時点では明示的に議論されていないが、環境基準の調和に関する規定が含まれる可能性は低いと考えられる。 <参考> NAFTA の補完協定である NAAEC や米国 - ヨルダン FTA では含まれていない。</p>
	<p>➢ 貿易自由化では、環境目的を達成するための政府から民間への補助金に関する規定を協定文に位置付ける予定か。</p>	<p>● 現時点では明示的に議論されていないが、環境補助金の適用に関する規定が含まれる可能性は低いと考えられる。 <参考> NAFTA や米国 - ヨルダン FTA では含まれていない。</p>
	<p>➢ 貿易自由化では、環境税や課徴金の国境税調整に関する規定を協定文に位置付ける予定か。国内の製品、製造工程等への課税の調整に関する規定を協定文に位置付ける予定か。</p>	<p>● 現時点では明示的に議論されていないが、国境税調整の技術的課題の多さから、規定として含まれる可能性は少ないと考えられる。 <参考> NAFTA、米国 - ヨルダン FTA では含まれていない。 一方で、日本で導入が議論されている温暖化対策税に関する規定が可能性として挙げられ、排出削減義務がない韓国側との調整がなされなければ、日本企業の生産拠点の韓国への移動によって両国からの温室効果ガス排出量が増加するという懸念が想定される。</p>
	<p>➢ 貿易自由化では、政府・産業間の自主協定やエコラベリングのような自主的取組をどのように取り扱うかを協定文に位置付ける予定か。</p>	<p>● エコラベルは環境に配慮した製品の生産と消費を高めるのに有効な手段であること、両国のエコラベルの相互認証を進めていくことが確認された。</p>
	<p>➢ 貿易自由化では、環境協力に関する規定を協定文に位置付ける予定か。</p>	<p>● 両国が環境分野で様々な強力活動に乗り出す方法を模索すべきであるという見解で一致している。</p>
6) 環境関連の他の政策措置との関連	<p>➢ 貿易自由化では、環境政策に関連する知的財産権や TRIPs に関する規定を協定文に位置付ける予定か。</p>	<p>● 環境政策に関連するものについては、現時点では議論されていないが、知的財産権の中に盛り込まれる可能性はある。 <参考> 米国 - ヨルダン FTA では知的所有権についての規定が多く盛り込まれているが、“環境政策に関連する”ものについては盛り込まれておらず、以下の除外規定があるのみである。 ・「人、動物若しくは植物の生命又は健康を保護し若しくは環境に対する重大な損害を回避することを含む公の秩序または善良の風俗を保護するために必要である商業的な実施を自国の領域内において防止する必要がある発明」の場合、特許資格を除外する NAFTA では、環境政策に関連する知的所有権についての規定は盛り込まれていない。</p>
	<p>➢ 貿易自由化では、環境に係るサービス貿易（環境サービス又は環境影響を伴うサービス貿易）に関連する規定を協定文に位置付ける予定か。</p>	<p>● 環境に係るサービス貿易に関連する規定が盛り込まれるかどうか、現時点では議論されていない。 <参考> 環境物品・サービスの定義について、WTO で検討中であり、その動向も考慮する必要がある。</p>

日韓共同研究会で議論された EPA の内容（その 4）

確認の視点	確認事項	結果
(続き)	<p>➢ 貿易自由化では、紛争調停の規定を協定文に位置付ける予定か。環境関連の貿易紛争を考慮した特別な規定を協定文に位置付ける予定はあるか。</p>	<p>● 現時点では明示的に議論されていないが、環境に関する別の補完協定を結ばない限り、環境に特化した特別の紛争解決手続きは規定されにくいものと考えられる。</p> <p>< 参考 > NAFTA では、一般的な紛争解決手順が規定されているほか、NAAEC においては環境に特化した一連の紛争解決手続きが定められている。 米国 - ヨルダン FTA では、一般的な紛争解決手順が定められているのみである。</p>
7) 他の環境協定の取り扱い	<p>➢ 貿易自由化では、他の環境協定の貿易措置に関する規定を協定文に位置付ける予定か。環境協定はどのように定義するのか。</p>	<p>● 現時点では明示的に議論されていないが、いくつかの環境協定を挙げてその貿易措置を例外として認める等の内容が盛り込まれる可能性はある。</p> <p>< 参考 > NAFTA では特定の環境協定を挙げて、関係を明確化している。 米国 - ヨルダン FTA では、GATT 第 20 条及びその解釈注釈について、協定の中に盛り込まれている。 モントリオール議定書、バーゼル条約、気候変動枠組条約、生物多様性条約、ワシントン条約等の主要な多国間環境協定には、いずれも日韓両国ともに参加している。</p>
	<p>➢ 貿易自由化では、国に準ずる機関の環境法や環境条令をどのように取り扱うかを協定文に位置付ける予定か。</p>	<p>● 日本では、地方公共団体が環境法・条例を有するケースがあるが、特に現時点では明示的に議論されていない。</p>

表 3.2 スクリーニングシート： 貿易自由化と環境影響との関係

貿易自由化と環境影響との関係（その1）

確認の視点	確認事項	結果
1) 環境政策に関する各加盟国の裁量を認めているか。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境保護のために、各加盟国が自身の裁量で必要な措置を採用することについて、確認しているかどうか（確認される見通しかどうか）。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現時点では明示的に議論されていないが、自国内における環境基準や規制の執行権については、それぞれの国に属するものである旨を協定上に規定する可能性はある。
2) 環境保護に関する国際的義務に相違があるか。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 多国間環境協定の加盟状況に相違があるか。 ➢ ともに加盟している多国間環境協定においてその義務の程度に相違あるかどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日韓の場合は、主要な多国間環境協定（例えば、モントリオール議定書、バーゼル条約、気候変動枠組条約、生物多様性条約、ワシントン条約）への加盟状況は同じである。 ● ただし、条約に基づく義務の程度については差がある場合もある。 例えば、気候変動枠組条約については、日本は附属書 署名国であるのに対し、韓国は附属書 署名国ではない。 日韓両国ともモントリオール議定書の署名国で、日本は先進国扱いとなっている。 バーゼル条約については、日韓ともに署名国である（日本は 1993 年 9 月 17 日、韓国は 1994 年 2 月 28 日）。
3) 貿易自由化に伴う環境影響について		
資源採取や商品の生産に伴う環境負荷	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 各加盟国において、農産品、水産品、林産品の生産工程における著しい環境負荷があるか（エビ養殖に伴うマングローブへの影響、混獲漁法、持続的管理がされていない森林からの林産品生産等）。 ➢ 各加盟国において、製造業等での生産工程における著しい環境負荷があるか（排水基準が著しく緩い等）。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日韓両国においては、農林水産品の生産工程における著しい環境負荷については、確認が必要である。 ● 製造業等での生産工程における環境負荷に対しては、環境基準の大きな違いはないことから、特に著しい環境負荷は生じないと考えられる。 環境負荷の大きさについては、環境基準のほか、環境対策技術の相違等も考慮する必要がある。
商品の使用に伴う環境負荷	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 生息圏が異なる動植物が、ペット等として輸出入の対象となる可能性があるか。 ➢ 商品や旅行者の往来の増加に伴い、移入種が異なる生息圏に入ってくる可能性があるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 移入種が異なる生息圏に入ってくる可能性は否定できないが、それほど大きな影響は予想されない。
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 農薬の使用等に係る基準に大きな違いがあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 農薬の使用基準等は異なると思われるが、詳細については確認が必要。
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 有害物質の使用等に係る基準に大きな違いがあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 有害物質の使用基準等は異なり、日本の方が厳しいと見られるが、詳細については確認が必要。
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ エネルギー効率、排ガス基準等の製品に係る基準に大きな違いがあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特に、自動車の排ガス基準については、日韓両国での差があり、日本の基準の方が厳しい。

貿易自由化と環境影響との関係（その2）

確認の視点	確認事項	結果
商品の廃棄に伴う環境負荷	（液体廃棄物） ➤ 排水処理基準や技術に大きな違いがあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本の方が基準、技術とも進んでいるものと考えられる。 日本では、水質汚濁防止法に基づく有害物質に係る基準（第3条第1項及び第12条の3）があり、これに基づいた排水処理を実施している。 韓国では、水質環境保全法に基づく環境基準があり、工場排水、生活排水、畜産排水に関する基準がある。
	（固体廃棄物等） ➤ 有害物質等の処理体制に大きな違いがあるか。 ➤ フロンの処理体制に大きな違いがあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 特に、有害廃棄物については日韓ともにバーゼル条約署名国だが、韓国は日本における、バーゼル条約に基づいて輸出が承認された有害廃棄物の輸出相手国の一つである。 ● フロンについては、モントリオール議定書の署名状況の違いから、日本の方が処理体制は優れていると考えられる。
	（リサイクル） ➤ リサイクルの制度等に大きな違いがあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本では、「循環型社会形成推進基本法（循環型社会基本法）」を始め、廃棄物・リサイクル対策に関する法律が多数整備されているほか、使用済自動車リサイクルについての仕組みも検討されている。 ● 韓国では預置金制度の導入により、製造業者、加工業者、輸入業者、販売業者等から廃棄費用を事前徴収し、責任を果たした事業者に対する払い戻し制度がある。
4) 投資の自由化に伴う環境影響について	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 工場等の操業に係る環境規制に大きな違いがあるか。 ➤ 環境影響評価制度に大きな違いがあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日韓ともに大気や水質、廃棄物に対する環境規制があるが、全般的に日本の方が厳しいと見られる。 ● 日韓ともに法律に基づいた環境影響評価が行われている。 日本では「環境影響評価法」（1997年）が策定された。 韓国では環境保全法改正（1981年）より環境影響評価の実施が規定され、1993年に環境影響評価法が制定されており、環境影響評価の実施を、罰則をもって担保する形を取っている点が特徴である。

(2)EPA に対する環境影響評価の必要性の整理

105. 「日韓共同研究会で議論された EPA の内容」に係るスクリーニングシートによれば、EPA の締結に当たっては、これまでの議論や諸外国での事例を見る限り、経済影響（貿易自由化の影響）だけでなく、環境に対するさまざまな影響についても考慮する必要がある、その余地があるものと見られる。

106. また、「貿易自由化と環境影響との関係」に係るスクリーニングシートによれば、日本と韓国の二国間での EPA 締結による貿易自由化を想定した場合、経済活動の増大による環境に対する影響が生じることが想定される。従って、EPA/FTA に対する環境影響評価を行う必要があると考える。

3.2.2 日韓における FTA をめぐる背景

107. 日韓貿易は 1965 年の国交正常化以来、飛躍的な拡大を見せてきたが、やがて日韓間の摩擦が高まり、特に韓国の慢性的対日貿易赤字が問題とされるようになった。日本側は改善を求められた一方で、韓国は輸入先多角化制度を実施し、特定の日本製品の輸入抑制を図るなどの措置を取ってきた。

108. 例えば、1992 年には宮沢・盧会談で、貿易収支不均衡是正を目的とした韓国製品の対日輸出促進・投資協力のプログラムが合意されている。また、1999 年 3 月の「日韓経済アジェンダ 21」では、投資促進、租税条約、基準認証、知的所有権、WTO 時期交渉の 5 分野にわたる協力が盛り込まれ、日韓経済関係緊密化の道筋が示唆された。

109. さらに 21 世紀に入ると、世界経済の停滞の中、多国間の枠組みを重視せざるを得なくなり、FTA による市場拡大と世界的な保護主義傾向への歯止めの双方が必要という認識を先進国、開発途上国ともに共有することとなった。こうしたことにより、これまで欧州・地中海地域を中心に締結されてきた FTA についても、遠隔地間あるいは地域横断的な FTA の締結あるいは交渉が見られる傾向にある。

110. こうした中、日韓自由貿易協定 (FTA) 構想についての議論は、1998 年 10 月の「21 世紀に向けた新しい日韓パートナーシップ行動計画」(1998 年 10 月)の中で提案されたほか、同年 11 月の第 1 回日韓閣僚懇談会においても議論が行われ、同年 12 月にはこれらの議論を受けて、ジェットロ・アジア経済研究所 (IDE) と韓国・対外経済政策研究院 (KIEP) との間で「21 世紀日韓経済関係研究会」が発足し共同研究が始められた。この研究会の成果は、2000 年 5 月に研究報告書として発表された。この中で、日韓 FTA の実現にはいくつかの懸念材料が伴うと前提を置きつつも、日韓 FTA の締結によって関税撤廃効果のみならず、外資誘致、競争促進、生産性向上といった諸効果、さらには日韓両国の対世界貿易収支の改善ももたらすといったメリットが示された。

111. 同年 9 月には、日韓首脳会談において金大中大統領から正式に提案された「日韓 FTA ビジネスフォーラム」の設立に合意し、翌 2001 年 3 月には日本側でも同フォーラムにおける議論が開始された。なお、同フォーラムにおける日韓での合同会議は同年 9 月に開催されている。

112. 一方、2001 年 11 月には、経団連が日本政府に対して FTA の早期締結を具申した「日韓産業協力の新たな発展に向けて」を提出するとともに、同年 12 月にはアジア・太平洋州地域委員会の下に日韓産業協力検討会が設置され、翌年 1 月には日韓 FTA ビジネスフォーラムで FTA の早期締結を求める宣言も発表された。さらに、2002 年 3 月には日韓首脳会談で日韓双方の産官学の代表からなる共同研究会 (EPA 産官学共同研究会) の設置について合意がなされ、同年 7 月第 1 回会合が開催された。最近では 2003 年 11 月に「日韓 FTA 共同研究会についての発表」が行われており、早期の交渉開始及び 2005 年締結を目指した取組が進められている。

表 3.3 日韓 FTA のこれまでの主な経緯

1998年11月	第1回日韓閣僚懇談会において、日韓 FTA 構想について議論
1998年12月	上の議論を受け、「21世紀日韓経済関係研究会」が発足、日韓 FTA に関する共同研究が開始
2000年5月	共同研究の結果が公表
2000年9月	日韓首脳会談において「日韓 FTA ビジネスフォーラム」の設立について合意
2001年9月	第1回日韓 FTA ビジネスフォーラム日韓合同会議が開催
2001年11月	経団連は FTA の早期締結を具申した「日韓産業協力の新たな発展に向けて」を日本政府に提出
2002年1月	第2回日韓 FTA ビジネスフォーラム日韓合同会議が開催
2002年3月	日韓首脳会談において、日韓 FTA に関する産官学研究会の設置に合意
2002年7月	日韓 FTA 共同研究会第1回会合をソウルにて開催
2003年10月	日韓 FTA 共同研究会第8回会合を開催
2003年10月	日韓 FTA 共同研究会の成果について発表

出典：経済産業省「対外経済政策総合サイト」より

3.2.3 日韓の貿易や環境の概況

(1) 日韓貿易の概況

1) 日韓貿易の特徴

113. 韓国は、米国、中国に次ぐ **3番目に大きな日本の貿易相手国**であり、貿易額は4.4兆円(2002年)に達する。日韓貿易は、これまで**韓国側の恒常的赤字**の状態が続いており、1998年には46億ドルであったのが、2000年には114億ドルと、年々増加し続けている。その主たる要因として、製造業の中でも自動車、家電、造船といった組立産業については韓国も国際競争力を持っているものの、**部品や素材等の調達も多くを日本からの輸入に依存しつつ、製品は日本以外の市場により多く輸出する構造になっている点と、製鉄プラントや半導体製造装置等の大型機械設備も日本から導入しているケースが多い点**が指摘されている。

114. そこで、このような状況を打破すべく、政府・民間レベルで様々な対応策がとられ、自動車や繊維産業を中心に部品や素材等の国内調達が進んできたが、韓国の輸出・内需の伸びと共に日本からの輸入が増える構造は変わっていないのが現状である。

115. 現在の、日韓貿易で見られる特徴として、以下の5点を挙げる事ができる。

- 輸出は機械類（電気機械、一般機械、輸送機械）や化学品、金属等が中心である一方、輸入は鉱物性燃料・原料品と輸送機械以外の工業品が中心となっている点は両国に共通している。
- 鉱物性燃料、農産物を含む原料品は、第三国から輸入されている点も両国に共通している。

- 機械類（電気機械、一般機械）、化学品、金属、他製造品は、日韓でも相互に輸入されているものの、日本側の大幅な輸出超過が見られる。
- 一般に韓国の対日輸出入の特化が、日本のそれよりも高い。
- 輸送機械については、日韓での輸出入は少ない。

（「21世紀の日韓経済関係はいかにあるべきか」アジア経済研究所（2000年5月））

116. また、地域的な特徴として、特に北陸4県（新潟、富山、石川、福井）は韓国との結びつきが高い。通常、日本全体では輸出全体における対韓貿易の割合は5%前後であるのに対して、北陸4県については20%前後と高く、国別でも輸出相手国第1位となっている。また、日本全体の対韓貿易と比較すると、輸出入とも繊維・同製品の占める割合が高く、同地域の産業の特徴を現していると言える。

日本の対韓国輸出状況

117. 日本の対韓国輸出総額は、285億4,691万ドル（2002年）であり、前年よりも12.4%増加している。最も多くを占めるのは電気機器で、全体の3割弱（29.4%）を占める。次いで多いのは、一般機械（17.6%）、化学製品（15.1%）となっている。その他、金属及び同製品（13.8%）、精密機器（5.7%）等が挙げられる。

118. 最も多くを占める電気機器の半数近くはICを初めとした電子部品である。また、電気計測機器やテレビやビデオ等の映像機器等も目立っている。

日本の対韓国輸入状況

119. 韓国は日本にとって、米国、中国に次ぐ第3位の輸入相手国となっている。日本の対韓国輸入総額は、154億5,402万ドル（2002年）であり、前年よりも10.7%減少している。最も多くを占めるのは機械機器で、全体の45.6%を占める。次いで多いのは、鉱物性燃料（13.9%）である。その他、食料品（8.7%）、化学製品（7.5%）等が挙げられる。1980年代中頃までは水産物や繊維品が中心であったが、韓国の工業技術水準の向上に伴い、このように現在では電子・電気機器や機械機器、化学製品等が多くを占めるようになってきていることから、日本品と韓国品との競合性が高まり、一部業種では産業内分業（生産の国際分業）が進んでいる。

120. なお、多くを占める機械機器については、半導体等の電子部品や事務用機器、音響映像機器が目立っている。また、鉱物性燃料についてはそのほとんどが揮発油である。

表 3.4 日韓貿易の概況

日本の対韓国商品別輸出

日本の対韓国商品別輸入

(単位：1000ドル，%)

(単位：1000ドル，%)

2002年1-12月

2002年1-12月

項目名	輸出	前年同期比	シェア	寄与度	項目名	輸入	前年同期比	シェア	寄与度
総額	28,546,913	12.4	100	12.4	総額	15,454,028	-10.7	100	-10.7
食料品	263,507	6.1	0.9	0.1	食料品	1,343,013	-9.2	8.7	-0.8
繊維及び同製品	472,312	-4.3	1.7	-0.1	肉類	5,703	77.9	0	0
合成繊維織物	86,006	5.5	0.3	0	魚介類	768,418	-12.3	5	-0.6
化学製品	4,305,359	8.6	15.1	1.3	えび	1,572	7.2	0	0
有機化合物	1,335,995	-2.8	4.7	-0.2	小麦	0	0	0	0
プラスチック	1,005,894	20.2	3.5	0.7	とうもろこし	0	0	0	0
非金属鉱物製品	565,118	14.8	2	0.3	果実	70,398	-24.3	0.5	-0.1
陶磁器	14,883	3	0.1	0	野菜	208,993	-6.1	1.4	-0.1
金属及び同製品	3,942,239	26.3	13.8	3.2	アルコール飲料	102,018	3.8	0.7	0
鉄鋼	3,002,125	34.5	10.5	3	原料品	199,466	-0.8	1.3	0
非鉄金属	657,681	8.5	2.3	0.2	大豆	47	0	0	0
金属製品	282,433	-0.6	1	0	木材	3,707	-34.2	0	0
一般機械	5,009,334	14.4	17.6	2.5	パルプ	0	0	0	0
原動機	502,642	25.2	1.8	0.4	鉄鉱石	2,106	-31.6	0	0
事務用機器	844,781	41.7	3	1	非鉄金属鉱	313	2220.1	0	0
自動データ処理機械	335,549	29.8	1.2	0.3	鉱物性燃料	2,146,459	-27.7	13.9	-4.7
金属加工機械	500,343	-6.2	1.8	-0.1	石炭	0	0	0	0
建設用・鉱山用機械	53,531	80.8	0.2	0.1	原油及び粗油	13,621	-62.9	0.1	-0.1
加熱用・冷却用機器	243,487	-1.5	0.9	0	石油製品	2,099,761	-27.3	13.6	-4.6
ポンプ・遠心分離器	439,729	13.2	1.5	0.2	揮発油	1,255,257	-19.8	8.1	-1.8
荷役機械	141,994	56.1	0.5	0.2	重油	142,937	-34.2	0.9	-0.4
電気機器	8,366,327	12.3	29.3	3.6	液化石油ガス	33,074	-19.1	0.2	-0.1
重電機器	289,095	-2.2	1	0	液化天然ガス	0	0	0	0
映像機器	405,010	46.9	1.4	0.5	化学製品	1,159,017	-1.6	7.5	-0.1
テレビ受像機	165,487	46.3	0.6	0.2	医薬品	45,359	25.6	0.3	0.1
VTR	222,738	64.3	0.8	0.3	有機化合物	332,878	1	2.2	0
テレビカメラ	16,785	-37.9	0.1	0	プラスチック	381,218	-8.6	2.5	-0.2
音響機器	63,468	-1.3	0.2	0	繊維製品	693,545	-29.8	4.5	-1.7
ラジオ受信機	19,398	-12.4	0.1	0	衣類・同製品	419,810	-38.5	2.7	-1.5
音響・映像機器の部分品	559,659	19.6	2	0.4	非金属鉱物製品	164,905	-12.8	1.1	-0.1
通信機	115,489	-13.2	0.4	-0.1	ダイヤモンド	79	199.3	0	0
電子部品	3,725,536	16.8	13.1	2.1	金属及び同製品	1,325,699	-16.8	8.6	-1.6
IC	2,631,183	20.9	9.2	1.8	鉄鋼	701,682	-23	4.5	-1.2
電気計測機器	615,311	5.1	2.2	0.1	銅・同合金	57,340	9.3	0.4	0
輸送用機器	908,195	31.8	3.2	0.9	アルミ・同合金	52,851	-18.3	0.3	-0.1
自動車	143,096	94.3	0.5	0.3	機械機器	7,045,419	-2.6	45.6	-1.1
乗用車	102,976	206.5	0.4	0.3	原動機	59,984	11.9	0.4	0
バス・トラック	39,079	-0.7	0.1	0	事務用機器	1,523,246	-13.8	9.9	-1.4
自動車の部分品	666,353	21.8	2.3	0.5	音響映像機器	721,839	-14.4	4.7	-0.7
二輪自動車	8,188	-6.5	0	0	通信機	97,896	-38.9	0.6	-0.4
船舶	49,853	66.4	0.2	0.1	半導体等電子部品	2,679,203	12.6	17.3	1.7
精密機器	1,636,757	1.8	5.7	0.1	電気計測機器	52,577	9.1	0.3	0
科学光学機器	1,615,791	2	5.7	0.1	自動車	30,367	47.2	0.2	0.1
複写機	6,934	-56.4	0	0	航空機	3,972	-52.2	0	0
時計	20,967	-12	0.1	0	科学光学機器	161,039	-35.2	1	-0.5
その他	3,077,765	4.1	10.8	0.5	その他	1,376,504	-7	8.9	-0.6
紙類・紙製品	163,119	37.5	0.6	0.2	木製品	20,632	-10.6	0.1	0
ゴムタイヤ・チューブ	75,722	21.5	0.3	0.1	家具	64,430	12.5	0.4	0
写真用・映画用材料	364,230	5.4	1.3	0.1	旅行用具・ハンドバッグ等	55,593	-31.6	0.4	-0.2
レコード・テープ類	75,585	37.3	0.3	0.1	金	2,288	11.9	0	0

出典：JETRO ホームページ

(2)日本の環境の概況

1)環境政策全般

121. 日本においては、2001年には従来の環境庁に代わり環境省が創設され、廃棄物処理や国際的な環境協力等を始めとした環境政策にかかわる役割が拡充・強化された。また、1993年に環境基本法が、2000年に循環型社会形成推進基本法が制定された。また、温暖化対策、NO_xやSPM等による都市の大気汚染、水環境管理、廃棄物・リサイクル対策、自然保護、化学物質の管理等が重要と位置付けられている。

122. 韓国では、1990年に「環境政策基本法」が制定されて以降、環境関連法の整備による環境政策の法的枠組みが出来上がった。環境問題の発生経緯やこれに対応する対策のとり方は日本と似ているところもある一方、エネルギー多消費型産業である重化学工業への依存傾向の高まりから大気汚染や水質汚濁等に対する産業公害対策の実行が重要な課題となっている。工業都市における産業公害だけでなく、交通渋滞、廃棄物処理問題等の都市・生活型公害も重要な問題となっている。

2)大気全般

123. 地球温暖化対策について、日本の温室効果ガス総排出量は1,332百万トン/年(二酸化炭素換算)であり、1990年比では8.0%増加している。2000年度のCO₂排出量を部門別に見ると、産業部門が全体の約40%、運輸部門が約21%、民生部門が約13%となっているが、1990年度比ではそれぞれ0.9%増、20.6%増、20.4%増となっており、運輸部門、民生部門での増加が目立っている。

124. 一方、韓国の温室効果ガスの排出状況(1998年)は404百万トン/年となっている。韓国では、近年急速にCO₂排出量が増加していること、将来的に温室効果ガス排出削減に関する国際的な目標が設定される可能性が高いこと等から、政府や産業界を中心とした具体的な対策が進展することが予想される。一人当たりのCO₂排出量(1998年)は、日本が8.9トン/人、韓国が8.0トン/人であるが、1980年からの伸び率は日本が14%増に対して韓国が144%増となっている。

125. 日本は気候変動枠組条約の京都議定書附属書締約国として、京都議定書で定めた削減目標に向けた様々な対策が実施中であるのに対し、韓国は附属書締約国ではないため、現時点では国際公約である温室効果ガス排出削減目標を有していない。

表 3.5 日本の温室効果ガス排出量の内訳（2000 年度）

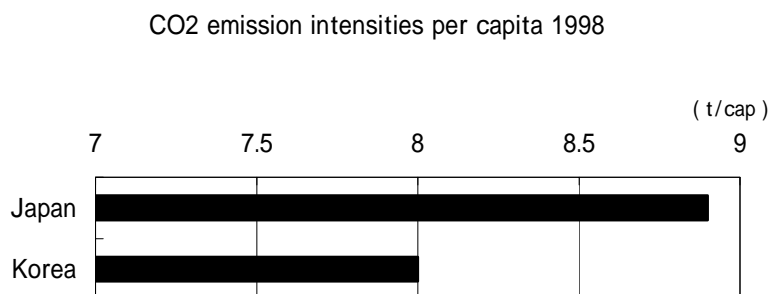
	CO2	メタン	N2O	HFC	PFC	SF6
寄与率	92.9%	1.7%	2.8%	1.4%	0.9%	0.4%

出典：環境省「平成 15 年版環境白書」P90

表 3.6 韓国の温室効果ガスの排出量（1998 年、単位：千トン / 年）

	CO2	メタン	N2O	HFC	PFC	SF6
排出量	404,342	3,095	1,084	-	-	-

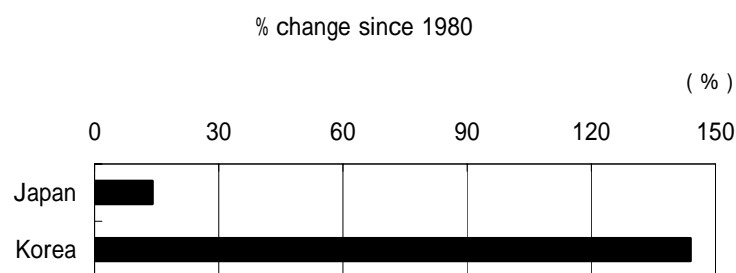
出典：貿易自由化の環境影響評価に関する検討会(2002)貿易自由化の環境影響評価に関する調査報告書.環境省.



注：OECD=10.9

図 3.2 日韓の CO2 排出量の比較

出典：OECD(2001) “ OECD Environmental Indicators TOWARDS SUSTAINABLE DEVELOPMENT ”



注：OECD=-3

図 3.3 日韓の CO2 排出量の伸びの比較

出典：OECD(2001) “ OECD Environmental Indicators TOWARDS SUSTAINABLE DEVELOPMENT ”

126. オゾン層保護対策について、日本においてはオゾン層保護法を制定し、モントリオール議定書の先進国に対する規制スケジュールに則して生産量及び消費量の段階的削減を実施している。一方、韓国は議定書上、先進国扱いではないため、これに該当しない。日韓のCFC等の消費量を比較すると、韓国の方が多くなっている。

表 3.7 モントリオール議定書に基づく規制スケジュール

物質名	先進国	途上国
特定フロン	1995 年末に全廃	2009 年末に全廃
ハロン	1993 年末に全廃	2009 年末に全廃
その他の CFC	1995 年末に全廃	2009 年末に全廃
四塩化炭素	1995 年末に全廃	2009 年末に全廃
1,1,1-トリクロロエタン	1995 年末に全廃	2014 年末に全廃
HCFC	消費量 既存機器への補充用を除く	2039 年末に全廃
	生産量	2016 年以降 2015 年比で 100% 以下
HBFC	1995 年末に全廃	1995 年末に全廃
ブロクロロメタン	2001 年末に全廃	2001 年末に全廃
臭化メチル	2004 年末に全廃	2014 年末に全廃

出典：環境省「平成 15 年版環境白書」P97 より作成

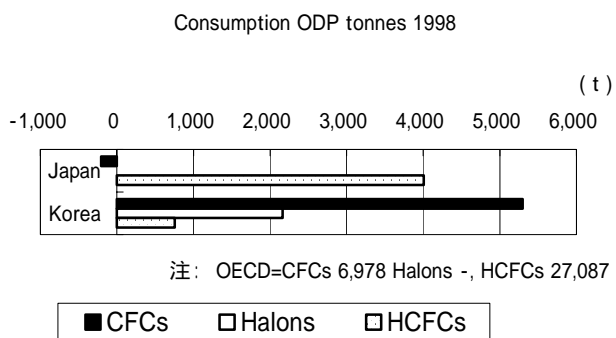


図 3.4 日韓の CFC 等消費量の比較

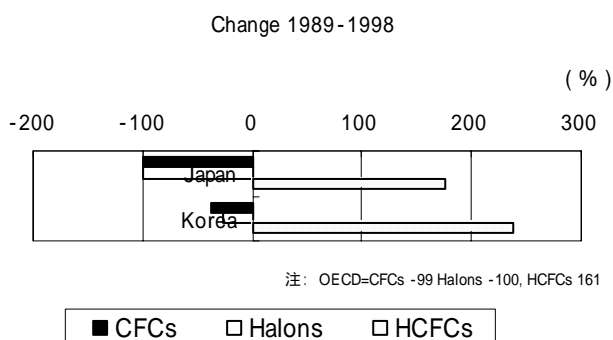


図 3.5 日韓の CFC 等消費量の伸び量の比較

出典：OECD(2001) “ OECD Environmental Indicators TOWARDS SUSTAINABLE DEVELOPMENT ”

127. 大気汚染対策について、日韓の固定発生源に対する大気汚染濃度の状況を比較すると、窒素酸化物については日韓で概ね同程度であるが、硫黄酸化物や粒子状物質については日本の方が明らかに低い濃度となっている。これは、日本においては、固定発生源に対する大気汚染対策、例えば、硫黄酸化物対策などが非常に進んだためである。

128. 自動車排出ガス対策については、両国とも大気汚染の状況が依然として厳しい大都市地域での対策が求められており、自動車単体への対策のほか、燃料への対策、事業者による排出規制および車種規制等が行われている。

表 3.8 日本の二酸化窒素の環境基準達成状況

	96年度	97年度	98年度	99年度	00年度	01年度
一般環境大気測定局	96.4%	95.3%	94.3%	98.9%	99.2%	99.0%
自動車排出ガス測定局	64.6%	65.7%	68.1%	78.7%	80.0%	79.4%

出典：環境省「平成 15 年環境白書」P103

表 3.9 日本の粒子状物質の環境基準達成状況

	97年度	98年度	99年度	00年度	01年度
一般環境大気測定局	61.9%	67.3%	90.1%	84.4%	66.6%
自動車排出ガス測定局	34.0%	35.7%	76.2%	66.1%	47.3%

出典：環境省「平成 15 年環境白書」P106

表 3.10 日本の二酸化硫黄の環境基準達成状況

	96年度	97年度	98年度	99年度	00年度	01年度
一般環境大気測定局	99.9%	99.7%	99.7%	99.7%	94.3%	99.6%
自動車排出ガス測定局	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	93.8%	100.0%

出典：環境省「平成 15 年版環境白書」P107

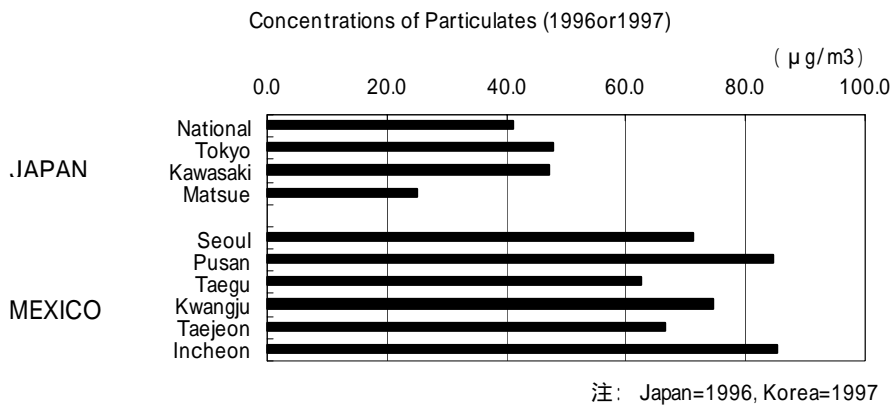
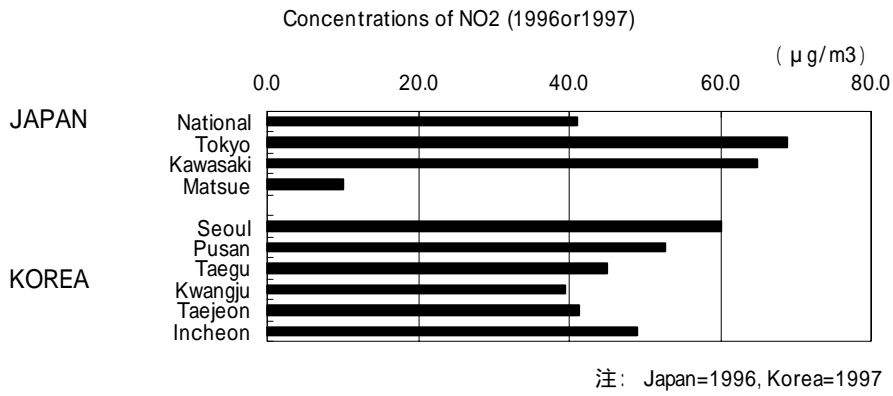


図 3.6 日韓主要都市における大気汚染濃度の比較

出典:OECD(2002)“OECD Environmental Performance Reviews: JAPAN”

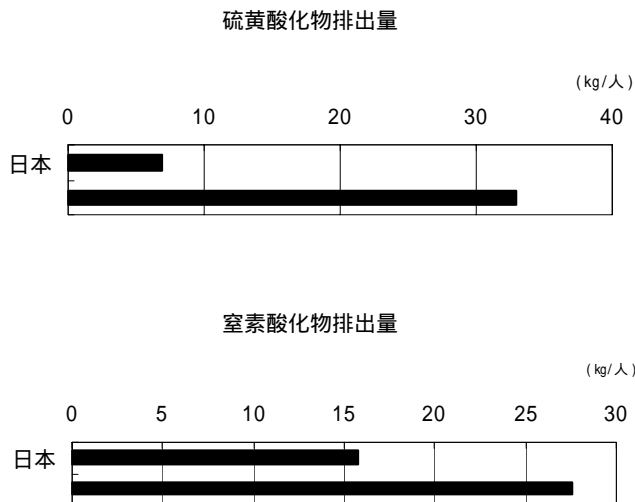


図 3.7 日韓の大気汚染物質排出量の比較

出典:OECD(2002)“OECD Environmental Performance Reviews: JAPAN”

3) 廃棄物・リサイクル

129. 日本の一般廃棄物排出量は近年、横ばい傾向が続き、総排出量は 5,145 万トン（1999 年度）であり一人一日当たり 1,114kg である。産業廃棄物についても横ばい傾向が続いているが、1999 年度は約 4 億トンと前年よりやや減少した。1999 年度の最終処分場の残余年数は、一般廃棄物で全国平均 12.3 年、産業廃棄物は 3.7 年とされ、特に首都圏を中心に厳しい状況に置かれている。廃棄物のリサイクル率は、1999 年度は 13.1% で年々上昇しているものの、依然として低いレベルにとどまっている。日本では、2000 年の循環型社会形成推進基本法ならびに関連個別法制度の整備が行われた。例えば、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法などである。

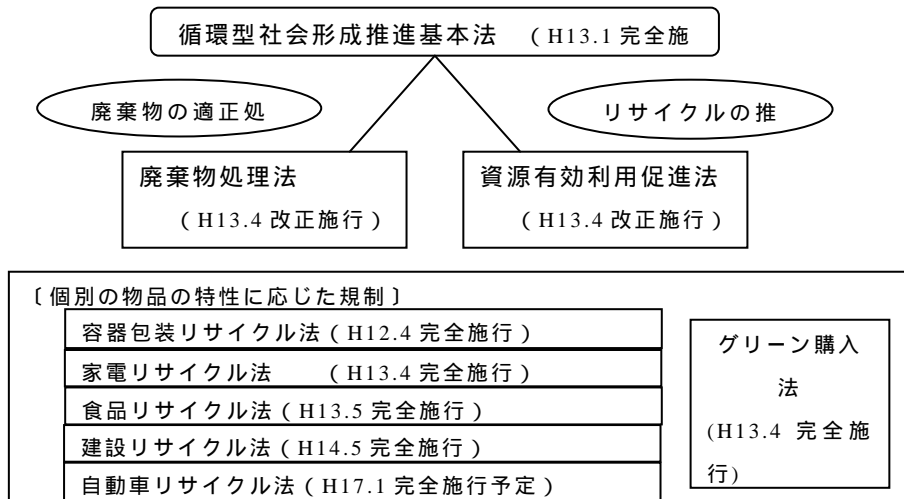


図 3.8 循環型社会形成の推進のための施策体系

出典：環境省「循環型社会白書(平成 14 年版)」P73, 2-2-1 図より作成

130. 一方、韓国では一般廃棄物の発生量は、1990 年代に入り減少傾向を見せている一方で、産業廃棄物は毎年 10% 以上増加傾向にある。1995 年度の総廃棄物発生量は 147.9 百万トンであり、内訳は一般廃棄物が 47.8 百万トン（一人一日当たり 1,060kg）、産業廃棄物が 98.8 百万トン/日であった。なお、1999 年度の廃棄物のリサイクル率は 65.4% であり、年々上昇傾向にある。

4) エネルギー利用

131. 1998年のエネルギー供給の比率は、両国とも石油依存度が50%を超えており概ね類似しているが、日本は天然ガス、原子力へのシフトが進んでいる一方、韓国は石炭への依存度も2割以上である。

132. 日韓両国のエネルギー消費量(1997年)は、日本が2.7toe/人、韓国が2.8toe/人である。1990年時点では日本(2.4toe/人)の方が韓国(1.6toe/人)よりも多かったが現在では逆転しており、韓国におけるエネルギー消費量は急速に増加している。しかし、人口規模でみると日本は韓国の約2.7倍であるため、総エネルギー消費量は日本の方が多い。

表 3.11 一次エネルギー供給比率(1998年)

	石炭	石油	天然ガス	原子力	その他
日本	18%	51%	12%	17%	2%
韓国	22%	56%	8%	14%	0%

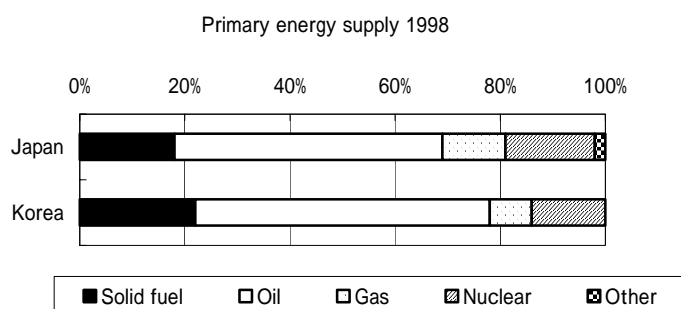


図 3.9 日韓の一次エネルギー供給の比較

出典：OECD(2001) “OECD Environmental Indicators TOWARDS SUSTAINABLE DEVELOPMENT”

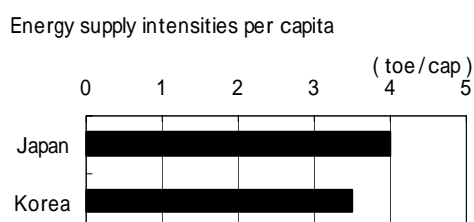


図 3.10 日韓のエネルギー供給量の比較

出典：OECD(2001) “OECD Environmental Indicators TOWARDS SUSTAINABLE DEVELOPMENT”

5) 環境ビジネス

133. 日本環境ビジネスについて、環境省の調査¹⁰によれば、日本の環境ビジネス¹¹は 2000 年には 29 兆 9,444 億円の市場規模であるが、2010 年には 47 兆 2,266 億円、2020 年には 58 兆 3,762 億円の市場規模になると推計している。特に市場規模が大きく変化するものと見込まれる分野として、以下の分野が挙げられている。

【特に市場規模が増加するものと見られる分野】

大気汚染防止用装置及び汚染防止用資材の製造（光触媒、触媒、排ガス処理装置等）
 教育・訓練・情報サービスの提供（環境報告書、環境監査、ISO14000 取得コンサル等）
 環境負荷低減及び省資源型技術、プロセス（省エネルギーコンサル（ESCO 事業））
 省エネルギー及びエネルギー管理（燃料電池車、新エネ売電、燃料電池等）

【特に市場規模が減少するものと見られる分野】

騒音、振動防止設備建設及び機器の据え付け（防音工事、防振工事）

134. 韓国において、2001 年時点で、環境ビジネスに従事している企業は 12,167 社であり、雇用規模は 9.5 万人(以上韓国環境省、2001 の値)、市場規模は 75 億米ドル(1999)、157 億米ドル(2005)である。。環境設備の韓国への輸入(1998)は、米国（38%）、日本(26%)、ドイツ(16%)の順に額が多い。韓国の環境設備のアジア諸国への輸出は 1990 年に開始され、輸出総額 5000 万米ドル(1994)から 38 億米ドル(1998)に増加し、輸出額の 83%が東南アジア（マレーシア、タイ他）、インド等である。しかし、2001 年には、中国が総額の半分を占めるまで増加した。輸出品目の内訳は、水や排水関連の設備とサービスが 52%、大気汚染管理関連が 26%、廃棄物やリサイクルが 16%となっている。

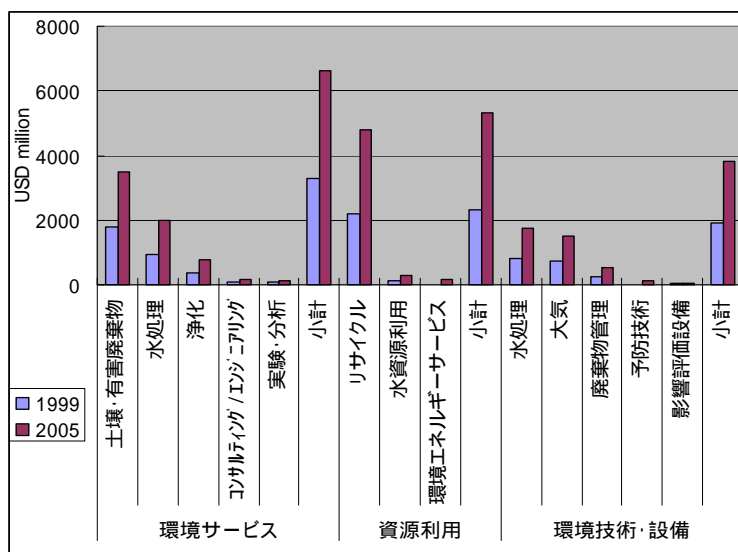


図 3.11 韓国のエコビジネスの市場規模の現状と予測

出典: Samsung Global Environment Institute Projection(2001)

¹⁰ 環境省「わが国の環境ビジネス市場規模及び現状の将来予測についての推計について」平成 15 年 5 月

¹¹ 環境省の調査では「環境ビジネス」という用語を用いている。なお、この「環境ビジネス」の定義としては、OECD（1999）“The Environmental Goods & Services Industry”における定義に基づく。

6) その他

135. 上記に加え、環境配慮と経済的意思決定及び社会的配慮との統合に向けた取組が必要とされている。例えば、日本では、第二次環境基本計画と連携した分野別計画の策定をもとに、環境影響評価法の制定、政策・計画・実行計画段階への環境配慮を行う戦略的環境アセスメント（SEA）の検討、環境配慮型商品の購入を行うグリーン購入、環境関連のラベル制度の普及等が行われている。加えて、環境に関連する税や補助金の再構築、特に自動車税制の制度見直しや、地球温暖化対策を目的とした税制活用方策等の検討が行われている。また、社会的配慮との兼ね合いでは、環境指標等の諸情報の開発とその公開のための取組、環境NGOの発展、環境教育の促進のほか、技術や生活の変化が与える影響評価の実施等が求められている。なお、国際協力の観点では京都議定書の温室効果ガス排出削減目標をにらみつつ、国際的な排出権取引制度、クリーン開発メカニズムの活用等が検討されている。

136. 日韓間でEPA/FTAを締結することを念頭に置いた場合、途上国とのEPA/FTA締結のように一方の国にのみ著しく大きな環境影響を及ぼすことは考えられにくい。しかし、日韓間での環境政策（基準や制度）の相違を踏まえるとともに、特に貿易自由化との関連で配慮すべき環境影響については予め抽出しておく必要がある。具体的には、国際環境条約の締約状況の相違、環境基準の相違が日韓EPAの締結に当たって関連があると考えられる。例えば、日韓が締約国となっている多国間環境条約について、日韓の位置付けが異なることから、両国の環境対策や削減目標が異なっているケースがある。例えば、気候変動枠組条約については、日本は附属書署名国であることから京都議定書で定めた削減目標に向けた対策を実施しているが、韓国は附属書署名国ではないため、現時点では温室効果ガス排出削減目標は有していない。このような状況は、他にモントリオール議定書等でも想定されると考える。

(3)貿易自由化と環境配慮に関するこれまでの WTO での議論

137. WTOでは、1995年に「貿易と環境に関する委員会（CTE；Committee on Trade and Environment）」を設置し、主に以下の項目について議論を行ってきた。その中でも、多国間環境条約（MEAs；Multilateral Environmental Agreements）とWTO協定との関係の明確化や、環境物品の定義、環境サービスの定義等の課題について、今後も検討が進められていくものと思われる。

表 3.12 WTO「貿易と環境に関する委員会」における討議事項

討議事項	検討内容の概要
貿易規則、環境条約及び紛争	<ul style="list-style-type: none"> WTOと多国間環境条約の定める貿易措置との関係 それぞれの紛争解決手続きの関係
環境保護と貿易制度	<ul style="list-style-type: none"> 貿易に係る環境政策及び重大な貿易上の影響を伴う環境保護措置と、WTO協定との関係 具体的には、環境目的の補助金、環境保護の観点からの貿易協定の再検討
税及び環境基準	<ul style="list-style-type: none"> 環境目的で導入される課徴金及び税とWTO協定との関係 環境目的で導入される製品基準及び包装、ラベリング、リサイクル条件とWTO協定との関係 具体的には、エコラベル表示、取り扱い条件、環境課徴金・環境税
環境目的で取られる貿易措置の透明化	<ul style="list-style-type: none"> 環境目的で取られる貿易措置の透明性に関するWTO協定の規定
環境と貿易自由化	<ul style="list-style-type: none"> とりわけ途上国に関する、市場アクセスへの環境保護措置の影響と、貿易制限・障壁撤廃の環境効果
国内で禁止された産品	<ul style="list-style-type: none"> 国内で禁止された産品、とりわけ有害廃棄物の輸出問題
知的所有権	<ul style="list-style-type: none"> TRIPS協定の関連規定
サービス	<ul style="list-style-type: none"> サービス貿易に関する決定と環境

出典：WTO web site

3.3 スコーピングの実施

138. スコーピングは、影響評価の手法や項目についての検討にとどまらず、検討範囲の設定及び問題の絞り込みを行うプロセスである。本ケーススタディではスクリーニングの成果を踏まえた上で次の 3 つの視点から影響評価における評価項目およびその評価手法についての絞り込みを行った。

3.3.1 経済面・環境面・社会面に関する基本状況の認識

139. 基本状況の認識は、日本及び韓国の経済、環境関連の基礎情報に基づいて二国間 FTA がもたらし得る環境影響を定性的に整理するとともに、環境影響評価で重点的に検討すべき内容の抽出に資するプロセスである。

140. 具体的には、前述「日韓の貿易や環境の状況」での成果をもとに、以下の二つの視点からなる 経済面・環境面・社会面からの影響評価に資する基本状況認識シートを作成し、影響評価の手法や項目、検討範囲の設定及び問題の絞り込みに資する項目の抽出を行った。

日韓における EPA 締結に伴う経済への影響に関する基本状況認識 経済影響に伴う環境・社会への影響に関する基本状況認識

(1)日韓における EPA 締結に伴う経済への影響に関する基本状況認識

141. まず、日韓における EPA 締結に伴う経済影響について、影響評価に資する基本状況認識シートを作成した。作成に当たっては、経済変化の予測等の具体的データを基にしつつ、定性的評価への結びつきを念頭に置いた項目の抽出を行った。項目とその基本的状況の認識については、表 3.13のとおりである。

142. なお、項目の抽出に当たっては、次の点について留意した。経済面への影響については、特に途上国側への影響可能性を十分に検討する必要があるが、本ケーススタディの対象である二国（日本、韓国）はいずれも先進国であり、この FTA が世界貿易全体に及ぼす影響もそれほど大きくないことが想定されるため、一般的には途上国への大きな影響の可能性はないものと考えた。なお、評価を行う貿易自由化の内容によっては、途上国への影響を詳細に検討することが望ましい場合がある。

表 3.13 日韓における EPA 締結に伴う経済への影響に関する基本状況認識シート

確認の視点	確認事項	基本状況の認識
1) 製品への影響	<p>➢ EPA の締結は、直接的に特定製品の輸出入に影響を及ぼす可能性があるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 関税を引下げ / 撤廃する規定が盛り込まれるものと考えられ、もともと関税が高率な製品については輸出入への影響が及ぶと考えられる。
	<p>➢ EPA の締結は、特定の製品やセクターの生産、消費、投資を増加 / 減少させる可能性があるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 生産、投資については影響が及ぶと考えるが、消費についてはあまり影響がないものと考えられる。 生産については、既存分析事例（アジア経済研究所「21世紀の日韓経済関係はいかにあるべきか」）によれば、関税撤廃効果のみでは生産量に与える影響は数%程度とされているが、<u>動態的効果</u>は30%以上の増加が見込まれるセクターもあるとされる。 消費については、最終消費については特に FTA による影響はほとんどないと考えられる。 投資については、日韓間で産業内分業が進んでいるセクターについて、投資の変化があると考えらる。
2) 生産技術への影響	<p>➢ EPA の締結は、特定の製品の生産プロセスや生産方法に影響をもたらす可能性があるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 産業内分業型の貿易では、より一層の分業が促進され、技術交流が進み、生産プロセスや生産方法に影響が及ぶことが想定される。 日韓間で産業内分業が進んでいると見られるセクターは、化学、金属、電気機械、一般機械、輸送機械等の分野である
3) スケールへの影響	<p>➢ EPA の締結は、マクロレベルにおいて経済成長を増加させる可能性があるか。国内の特定地方の経済への影響はあるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常、貿易自由化の効果には、関税撤廃による貿易収支の変化（静態的効果）と市場の一体化による生産性の変化（動態的効果）があり、マクロレベルでの経済成長を増加させる可能性がある。
	<p>➢ EPA の締結は、どのセクターの経済活性化に寄与する可能性があるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 特に、産業内分業型のセクターについての経済活性化に寄与する可能性がある。
4) 構造への影響	<p>➢ EPA の締結は、特定の製品やセクターの原料コスト、エネルギーコスト、労働コスト、資本コストを増加 / 減少させる可能性があるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 産業内分業型貿易における一層の分業促進が予想され、その結果、生産性向上のためのコスト削減が進む可能性がある。
	<p>➢ EPA の締結は、特定の製品やセクターの生産、消費、投資パターンにどのような影響を及ぼすか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 産業内分業型貿易における一層の分業促進が予想され、その結果、生産、（部品としての）消費、投資パターンに影響が及ぶ可能性がある。
	<p>➢ EPA の締結は、国内の特定地方の生産、消費、投資パターンにどのような影響を及ぼすか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 工場閉鎖や技術革新に伴う人員削減等の変化の可能性があるセクターを基幹的な産業としている地方に影響が及ぶ可能性がある。
	<p>➢ EPA の締結は、貿易パターンの歪みを増加 / 緩和するか。また貿易の流れにどのような影響を及ぼすか。</p>	<p>1) 関税・非関税障壁が取り払われる方向であることから、貿易パターンの歪みは緩和されるものと考えられる。</p>

(2)経済影響に伴う環境・社会への影響に関する基本状況認識

143. 次に、前述(1)で抽出した経済影響に伴って生じる環境・社会への影響について、影響評価に資する基本状況認識シートを作成した。

144. なお、項目の抽出に当たっては、次の点について留意した。環境・社会への影響については、日本国内への影響の可能性だけでなく国外への影響の可能性を検討する必要があるが、本ケーススタディにおいては国内への影響を中心にまとめた¹²。

表 3.14 経済影響に伴う環境・社会への影響に関する基本状況認識シート<環境> その1

確認の視点	確認事項	基本的状況の認識
1) 製品への影響	<ul style="list-style-type: none"> ➢ EPA の締結は、天然資源の輸出を増加 / 減少させるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本における関税が比較的高率な水産物については影響があると考えられ、特に韓国側における漁獲量（韓国から日本への水産物の輸出量）が増加する可能性がある。 ● FTA の締結前に、水産資源の共同管理と利用面での協力強化を図る必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ EPA の締結により、環境に有害な財の移動等、環境に対する高いリスクが及ぶか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日韓間で環境基準が大きく異なる分野については、環境基準の緩やかな方へ環境に有害な財の移動が行われる可能性がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ EPA の締結は、環境財及びサービスの利用可能性を増加 / 減少させるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日韓間の様々な交流が活発になることで、環境財及びサービスの利用可能性は増加するものと考えられる。 ● 特に、韓国の環境改善におけるメリットが大きいと考えられる。
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ EPA の締結により、特定の製品やセクターの生産、消費、投資が増加 / 減少する場合、どのような環境影響が及ぶ可能性があるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生産量の増加により、両国のエネルギー消費量や汚染物質排出量等が増加する可能性がある。 ● 設備投資（工場の設置あるいは閉鎖等）による自然環境への影響、大気汚染、水質汚濁や廃棄物発生等の問題発生の可能性はある。
2) 環境技術への影響	<ul style="list-style-type: none"> ➢ EPA の締結は、環境技術の移転を促進するか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日韓間の様々な交流が活発になることで、環境技術の移転は促進され得る。
3) スケールへの影響	<ul style="list-style-type: none"> ➢ EPA の締結によりマクロレベルの経済成長がある場合、環境保護に対してどのような資金面のメリットがあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● EPA の締結により、マクロレベルの経済成長が見込まれるが、これによって企業の自主的な環境対策への取組が期待されるほか、政府の税収増による環境対策の進展が期待される。
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ EPA の締結により経済活性化されるセクターがある場合、環境との関係は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特に、エネルギー多消費型産業について、地球温暖化問題への影響が考えられる。

¹² これらについても経済影響と同様、評価を行う貿易自由化の内容によっては、相手国及びその他の国々（特に途上国）への影響を詳細に検討することが望ましい場合がある。

経済影響に伴う環境・社会への影響に関する基本状況認識シート<環境> その2

確認の視点	確認事項	基本的状況の認識
(続き)	> EPA の締結は、全体的な汚染レベルを増加/減少させるか。	● 製造業の生産量が増加するため、環境負荷（原材料消費、エネルギー消費、汚染物質排出）が増加することが懸念される。 一方で技術レベルの高い工程の普及が進めば、生産量の増加ほど環境負荷は増加しない可能性がある。 韓国への環境技術移転が一層進めば、生産量の増加ほど環境負荷は増加しない可能性がある。
	> EPA の締結は、全体的な資源利用レベルを増加/減少させるか。	● 特に水産資源について、利用レベルが増加することが考えられる。
4) 構造への影響	> EPA の締結により特定の製品やセクターの生産、消費、投資パターンが変化する場合、どのような環境影響が及ぶ可能性があるか。	● 特定の製品やセクターにおける生産、消費、投資パターンの変化により産業内分業が進むことで、生産量の増加による環境負荷の増加が考えられる。 産業内分業も一層進むことにより、生産量の増加ほど環境負荷の増加は大きくない可能性がある。
	> EPA の締結により国内の特定地方の生産、消費、投資パターンが変化する場合、どのような環境影響が及ぶ可能性があるか。	● 特定の地方における生産、消費、投資パターンの変化により新たな生産拠点の立地が進むことによる環境負荷の増加が考えられる。 具体的には、自然環境への影響、大気汚染、水質汚濁、廃棄物の発生等が考えられる。
5) 規制への影響	> EPA の締結は、環境基本計画との整合性の面で問題が生じるか。	● 事前に整合性について検討することが可能。
	> EPA の締結により、事業アセスを実施すべきものの数、場所、タイプ、特徴に影響が及ぶか。	● 現状で事業アセス実施に係る影響を予測することは困難。
	> EPA の締結と、モントリオール議定書、生物多様性条約、京都議定書等の多国間環境協定との整合性は保たれているか。	● 少なくとも日韓両国が参加している多国間環境協定については、EPA の中で適切な配慮が行われるように、事前の調整を図る可能性がある。
	> EPA の締結により、温室効果ガス削減、絶滅危惧種の保護等の環境に関する目標の達成に影響が及ぶか。	● 生産量の増加に伴い影響が及ぶ可能性がある。 ● 環境に関する目標の達成については、日本と韓国の環境目標の違い（多国間環境協定への参加状況）のほか、FTA との関係がどのように位置付けられるかに依存する部分が多い。
	> EPA/FTA の締結は、環境規制、環境法の運用に対して著しい影響を与える可能性があるか。	● 現時点では判断が困難。
6) 影響の程度	> EPA の締結により、不可逆的な環境影響が見込まれるか。	● 現段階で、不可逆的な環境影響の予測をすることは困難。
	> EPA の締結に伴う環境影響について、その頻度及び期間、地理的な影響範囲はどのくらいか。	● 現段階で、環境影響の頻度及び期間について予測することは困難。
	> EPA の締結に伴う環境影響について、複合的影響を考慮する必要があるか。	● 現段階で、EPA 締結に伴う環境影響についての複合的影響を考慮することは困難。

表 3.15 経済影響に伴う環境・社会への影響に関する基本状況認識シート<社会>

確認の視点	確認事項	基本的状況の認識
1) 経済影響に伴う社会への影響	<ul style="list-style-type: none"> ➢ EPA/FTA の締結により、国内外の雇用や低所得者層へどのような影響が想定されるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● EPA の締結により影響が大きく及ぶ産業部門については、雇用への影響が予想される。
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ EPA/FTA の締結は、国内外のジェンダーに関する問題や平等性にどのような影響を及ぼすか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● EPA の締結によって、ジェンダーに関する問題や平等性への明示的な影響を予測するのは困難。
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ EPA/FTA の締結は、締約国の権限に著しい影響を及ぼすか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● EPA の締結によって、締約国における行政執行能力に著しい影響が及ぶ可能性は少ないと考えられる。
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ EPA/FTA の締結により、労働環境へ著しい影響を及ぼすことがあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現時点では判断が困難。

3.3.2 影響評価項目の設定

(1) 影響評価項目設定の視点

1) 地理的対象範囲の絞り込み

145. 理想的には想定される自由貿易協定の参加国がそれぞれ環境影響評価を実施し、第三国（地球規模及び越境的な環境影響）も考慮しながら、自国への影響を中心に評価することが適当である。

146. 本ケーススタディでは、日韓を対象としているが、特に貿易と環境影響が中心となるため、日本と韓国の各国内への影響が中心となるが、一部世界的な影響も見ることができる。そこで、日韓に絞った環境影響評価を行うものの、地球規模の経済影響や環境影響についても考慮する影響評価を行うこととした。

2) 影響評価項目の対象範囲

147. 貿易自由化の環境影響評価の場合、特に相手国が途上国の場合、環境問題（途上国の自然に影響を及ぼす可能性）とともに社会問題（先住民の居住地を奪う可能性）とが表裏一体の関係で発生するケースも考えられるため、経済面への影響だけでなく、環境面と社会面への影響についても併せて評価する方が有益であると考えられる。

148. なお、本ケーススタディは日韓を対象としており、相手国は途上国ではないが、環境面と経済面、社会面とを併せて評価していくこととした。

(2) 経済面での影響評価項目

1) 貿易の経済影響

149. 一般的に貿易の経済影響は、静態的效果と動態的效果に大別される。前者は貿易自由化による短期的な域内経済の活性化による効果であり、比較優位産業に対する特化が拡大する貿易創出効果（trade creation effect）¹³と割安な域外財が割高な域内財に代替される貿易転換効果（trade diversion effect）¹⁴の二つが挙げられる。後者は短期的ではないが、規模の経済および競争要因、域外からの直接投資などによる域内活動の活性化による効果である。本ケーススタディでは、短期的な影響と長期的な影響について概観するが、各産業部門への影響（定量的分析も含む）などについては、静態的效果（貿易創出効果）として評価するにとどまる。

¹³ 域内の効率的分業促進とともに域内貿易が拡大することで、域内国が享受できる厚生改善の効果。（石井他（1999）『入門・国際経済学』P292）

¹⁴ 域内関税が削減・撤廃された結果、割安な域外国製品から割高な域内国製品に輸入が代替される場合に生じる域内国が被る構成悪化の効果。（同上）

2) 本影響評価における経済影響評価項目

150. EPA の締結により、日韓両国とも経済全般への影響が想定される。また、影響が及ぶ産業部門と影響が及びにくい産業部門があるものと考えられる。影響が及ぶと見られる産業部門については、EPA が関税を撤廃する（あるいは場合によっては引き下げる）手法であることから、現状で関税が高率な産業部門（製品）が該当すると考えられる。また、日韓で産業内分業¹⁵が進んでいる産業部門については、より一層の分業化が進む可能性があり、経済的な影響があるものと考えられる。そこで、特に現状での関税が比較的高い産業分野並びに日韓での産業内分業が進んでいる産業分野（例えば、化学、金属、電気機械、一般機械、輸送機械等）を中心として、次のような項目について評価する必要があると考えられる。

1) スケール（国内生産力、貿易収支など）への影響

- EPA の締結による関税の撤廃によって、マクロレベルの経済成長にはどのような影響を与えるか（GDP ベース）
- 同様に、日韓両国の輸出入額にはどのような影響を与えるか
- 同様に、貿易収支へはどのような影響を与えるか
- 同様に、日本国内の特定地域への経済影響はどうか

2) 産業部門（製品・産業）ごとへの影響

- EPA の締結による関税の撤廃によって各産業部門への影響は何か
- 同様に、輸出入において影響が見られる産業部門はどの産業部門か
- 同様に、生産量の増加・減少が見られる産業部門はどの産業部門か

3) 産業構造への影響

- EPA の締結による関税の撤廃によって、日韓両国内の産業構造の変化に及ぼす影響にはどのようなものがあるか
- 同様に、日本国内の特定地方や産業に対してどのような影響を及ぼすか

¹⁵ 産業内分業とは、低級品・高級品あるいは部品・完成品等を相互に調達し合う構造が産業内で成り立っていること。

(3)環境面の影響評価項目

1)貿易による環境影響

151. 貿易による環境影響の捉え方には、貿易自由化による経済活動と環境保全の関係を見たとき、対立関係にある影響と補完関係にある影響の二つが挙げられる¹⁶。本ケーススタディでは、これら二つに環境政策・制度面への影響を加えた三つの視点で、貿易による環境影響を捉えた。

貿易による環境影響の視点：

- **経済活動と環境保全が対立関係にある影響**

経済活動が拡大することによって、地球環境への負荷が増大する影響が挙げられる。

また、生産活動の増加による希少資源の活用や負荷の増大、有害物質や有害廃棄物などの移動による移動先への環境負荷の増大あるいは生態系への影響などが挙げられる。

- **経済活動と環境保全が補完関係にある影響**

特に、環境配慮型商品や環境保全技術などが国際的に普及する影響のほか、これらのビジネスチャンスが国際的に拡大する影響が挙げられる。

ほかに、所得水準の向上による資金的余裕と環境保全意識向上や世界的な資源効率性の向上（ただし環境費用の内部化が前提）などが挙げられる

- **環境政策・制度への影響**

域内での環境政策・制度への影響のほか、域外が途上国の場合、先進国によるタリフ・エスカレーション（tariff escalation）¹⁷や補助金制度は、途上国に対して外貨獲得のための過剰な開発を誘発させる可能性がある

¹⁶ 石井他（1999）『入門・国際経済学』P287-288による整理を参考とした。

¹⁷ 加工段階の高い製品ほど高率関税が負荷される関税の仕組み。

2) 本影響評価における環境影響評価項目

152. EPA 締結による経済影響によって、環境面に影響が及ぶことが想定される。環境面に及ぶ影響は、経済面への影響よりも定量的に分析できる部分が少なく、様々な視点で分析する必要がある。

153. また、EPA 締結による経済影響によって、環境全体に及ぶ影響と特定の産業に及ぶ影響についてそれぞれ分析する必要があるが、分析の視点として、生産量が増加するなど経済的に拡大する影響があった場合、環境負荷が増加する可能性は非常に高い。従って、単に環境負荷が増加したか否かで分析するのではなく、経済影響と併せて分析を行うことが重要である。

154. そこで、主に次のような項目について評価することが必要であると考えられる。

1) 環境全般への影響（環境負荷に対する影響）

- EPA の締結による経済影響を受け、環境全般（環境に与える負荷）や特定の環境負荷（CO₂、SO₂ 排出量レベルなど）にはどのような影響があるか
- 同様に、経済活性化される産業部門によって、どのような環境影響がもたらされるか
- その他の環境に対する影響にはどのような影響が考えられるか

2) 産業部門（製品・産業）ごとの環境への影響

- 特定の製品や産業部門が受ける経済影響によって、どのような環境影響が及ぶ可能性があるか
- 同様に、特定の環境負荷（CO₂、SO₂ 排出量レベルなど）にはどのような影響があるか
- 環境技術の移転を促進する可能性はあるか

3) 天然資源および環境財やサービスの利用可能性への影響

- 天然資源の輸出入に対する影響はあるか
- 環境財・サービスの利用可能性への影響はあるか
- 環境に有害な財の移動などの影響はあるか

4) 規制・政策等への影響

- EPA 締結と多国間環境協定との整合性について
- EPA 締結による環境目標の達成への影響について
- 経済成長による環境保護に対する資金面でのメリットなどの可能性について

(4)社会面の影響評価項目

1)貿易による社会影響

155. EPA 締結による経済影響によって、環境面のみならず社会面に対しても影響が及ぶことが想定される。本ケーススタディにおいては社会面に及ぶ影響は経済影響等を基にした分析を行うこととなる。

156. 社会面での分析項目として挙げられるのは、主として雇用や所得格差等の問題である。特に、締結する二国が先進国と途上国であるような場合、二国間で格差が大きく、経済力の差によってさらにその格差を広げてしまうことが想定される。

2)本影響評価における社会影響評価項目

157. 本ケーススタディの対象は日本と韓国であるため、1)で挙げた社会影響は目立って生じないものとする。そこで、次の項目を評価することとした。

- EPA の締結によって影響が大きく及ぶ産業部門の雇用への影響はどうか。

3.3.3 影響評価の評価手法の設定

(1) 分析項目の仕分け

158. 分析の対象となる項目については、定性分析項目と定量分析項目とにそれぞれ仕分けを行った。なお、影響評価項目とその仕分けとの関係は、表 3.16のとおりである。

表 3.16 影響評価項目と分析手法の仕分け

	定性的分析	定量的分析	
		AIM/CGE	産業連関分析
経済			
環境		注 1	注 2
社会			

出典：MRI 作成

注 1：主に地球規模での影響を評価する

注 2：日本と韓国に着目した影響を評価する

1) 定性分析項目

159. 「経済面・環境面・社会面における影響評価に資する基本状況認識シート」を参照し、経済・環境・社会の各側面について考慮して設定した影響評価項目について、既存文献のレビューをはじめとした基本的な状況などを踏まえつつ、定性的な評価を行った。

2) 定量分析項目

160. 定性分析項目として設定された項目の一部については、計量経済モデル等を用いた定量的な分析を行った。今回は、活用可能な定量分析を行うモデルとして AIM/CGE モデル並びに産業連関分析¹⁸を活用することとした。

161. 具体的な定量分析項目は、まず経済面への影響として、日韓両国ならびに世界全体へのマクロ的な経済影響（GDP レベルなど）について AIM/CGE モデルによる分析を行ったほか、日韓両国の産業構造や貿易構造の変化について産業連関分析で推定した。また、環境面への影響として、世界規模での CO₂ 排出量の変化を AIM/CGE モデルによって推定したほか、産業連関分析によって日韓両国ならびに各産業部門の CO₂ および SO₂ 排出量の変化について推定した。

¹⁸ AIM/CGE モデルはマクロ的な視点（世界均衡に着目したクローズドモデル）、産業連関分析はミクロ的な視点（日韓のみに着目したオープンモデル）である。

3) 定量分析項目の評価方法

162. 定量分析項目の評価方法については、両モデルの特徴¹⁹を生かしつつも結果の明示性を重視し、解析に要する時間的制約を考慮²⁰した上で、地域区分と産業分類について次のように設定した。

地域区分の設定

163. 地域区分については、日本、韓国、中国、その他アジア（ASEAN7 各国）、アメリカの他は、その他先進国、その他開発途上国をベースに検討し、最終的には、日本、韓国、中国、その他アジア（ASEAN7 各国）、インド、豪州（オーストラリア、ニュージーランド）、アメリカ、カナダ、西ヨーロッパ、ロシア・東欧、その他の国々の 11 地域とした。

産業分類の設定

164. 産業分類については、AIM/CGE モデル（最大 57 産業分類）と産業連関分析（76 産業分類）を統合し、26 分類とした。統合に当たっては、特に、日韓貿易で影響のある産業分類について抽出したが、このプロセスにおいては、経済面、環境面等の視点からそれぞれ重要な産業分類を抽出した。

165. 経済面では、特に日韓貿易の概況から、特に取扱量の多い貿易品目としてボイラーや電子機器のほか鉄鋼産業、石油化学等が挙げられるため、これらの項目は別途分類を設けた。一方、環境面では、農業部門や輸送サービスが大きく関わりがあると見られるほか、また、窒素（N）の影響を見ることも念頭に置き、特に農業分野については畜産業の分類を設けた。これらの視点を考慮して、最終的には 26 分類とした。

¹⁹ AIM/CGE モデルのベースとなっている GTAP ver.5 のデータセットでは、66 地域 57 産業分類に関するデータを扱っており、最大でその地域および産業分類までの対応が可能である。一方、産業連関分析は EDEN Data Base 1995 年（日本学術振興会未来開拓学術推進事業の一環として、慶應義塾大学産業研究所が各国の機関と共同で作成した「アジア諸国の環境エネルギー問題分析用産業連関表」）を用いるが、こちらの産業分類は 76 部門となっている。

²⁰ 地域区分、産業分類ともに多くを設定すると、巨大なマトリックスを作成することとなり、解析・分析に多くの時間を要すること、結果が明示的に表れない可能性がある

4) 定量分析項目の設定

経済影響の定量分析項目

166. 経済影響の定量分析項目の設定は、各モデルにおけるデータ制約等を考慮しつつ検討した。AIM/CGE モデルによる分析では、1997 年時点及び 2010 年時点²¹における日韓両国の GDP 成長率及び産業部門別の生産量の変化率が推計される。このうち、産業部門別の生産量の変化率については、産業連関分析における投入データとして活用し、産業連関分析では EPA の締結による産業構造の変化を定量的に把握した。

環境影響の定量分析項目

167. 環境影響の定量分析項目の設定についても、各モデルにおけるデータ制約等を考慮しつつ検討した。AIM/CGE モデルによる分析では、日韓両国の CO₂ 排出量について、変化率並びに排出強度²²を推計したほか、エネルギー使用量の変化による温室効果ガスの排出量の変化率を推計した。一方、産業連関分析においては、産業部門ごとの CO₂ と SO₂ について、排出量の変化率並びに排出強度を推計した。

定量的分析におけるシナリオ設定

168. 基本的には、EPA の締結を行った場合と現状との比較を行うことから、以下の二つのシナリオについてのモデル分析を実施した。

- ほぼ全ての分野において関税撤廃が行われるケース
- 関税は現状維持（ベースライン）であるケース

²¹ 2010 年時点の評価については、2005 年に EPA が締結した（2005 年から関税が撤廃された）ケースを想定している。

²² 排出強度とは、生産額の変化率に対する CO₂（あるいは SO₂）発生変化率の割合で、次式で算出する。

$$\text{CO}_2 \text{ 排出強度} = \text{CO}_2 \text{ 変化率} \div \text{生産額変化率} = \frac{\left[\frac{\text{CO}_2_{FTA}}{\text{CO}_2_{BaU}} \right]}{\left[\frac{X_{FTA}}{X_{BaU}} \right]}$$

* SO₂ に関しても同様に算出する。

3.4 影響評価の実施

169. 影響評価は、経済面・環境面・社会面からそれぞれ実施した。

3.4.1 経済面における影響評価結果

170. 経済面における影響評価の結果を以下の順にとりまとめた。

- ◆ スケールへの影響
- ◆ 製品・産業への影響
- ◆ 産業構造への影響
- ◆ 経済面の評価のまとめ

(1)スケールへの影響

171. EPA の締結により、日韓両国ともに GDP ベースでの経済成長は若干ながら見ることができ、世界的に見れば中国や ASEAN7 か国などの一部の国を除いては、経済成長に影響をほとんど及ぼさない。

172. 日韓両国の輸出入額についても、両国とも輸出額、輸入額ともに増加し、もともと関税の高い製品や産業部門における拡大が期待される。なお、貿易収支を見ると、日本の貿易黒字が縮小し、韓国の貿易赤字も減少すると見込まれる。

表 3.17 スケール（国内生産力、貿易収支など）への影響

評価の視点	評価項目	影響の内容
マクロレベルの経済成長にはどのような影響を与えるか	a. 日韓の GDP	<ul style="list-style-type: none"> EPA 締結による国内生産力への影響は、日本、韓国とも GDP に若干の増加が見られるものと推計され、マクロレベルでの経済成長を増加させるものと見られる。 AIM/CGE モデルによる分析（1997 年）によれば、EPA 締結（関税撤廃）による GDP の増加率は、日本が 0.26%、韓国が 0.65% であると推定され、日韓の経済競争力が相対的に向上する。 同じく、AIM/CGE モデルによる分析による 2010 年までの推計では、2005 年に関税を撤廃したケースを想定しているが、その場合の日韓の GDP も逡増傾向にある。 韓国の増加率のほうが高いが、日韓における増加率の差は逡減傾向にある。 EPA の締結による産業構造の変化によって、日韓の貿易構造が変化するとともに最終需要の拡大に伴う生産構造が変化する。 産業連関分析（1995 年時点）によれば、生産額の増加は日本が 0.15%（約 156 億ドル）、韓国が 0.60%（約 65 億ドル）となる。
	b. その他の国々の GDP	<ul style="list-style-type: none"> AIM/CGE モデルによる分析（1997 年）によれば、日韓の経済競争力が増すことにより、中国や ASEAN7 か国は GDP が若干減少する一方、そのほか世界各地の GDP への影響はほとんど見られない。 2010 年までの推計でも、世界各地の GDP に対する影響はほとんどない。
日韓両国の輸出入額にはどのような影響を与えるか	a. 全体的な傾向	<ul style="list-style-type: none"> 両国の輸出入の変化については、関税撤廃によりもともと関税の高かった産業部門について輸入量の増加や競争力の増加が見られる。
	b. 日本の輸出額	<ul style="list-style-type: none"> 産業連関分析（1995 年）によれば、日本の輸出額は約 34 億ドル（0.69%）増加する。
	c. 日本の輸入額	<ul style="list-style-type: none"> 産業連関分析（1995 年）によれば、日本の輸入額は約 77 億ドル（1.66%）増加する。
	d. 韓国の輸出額	<ul style="list-style-type: none"> 産業連関分析（1995 年）によれば、韓国の輸出額は 4.83% 増加する。
	e. 韓国の輸入額	<ul style="list-style-type: none"> 産業連関分析（1995 年）によれば、韓国の輸入額は 4.11% 増加する。
貿易収支へはどのような影響を与えるか	a. 全体的な傾向	<ul style="list-style-type: none"> 日韓において貿易収支の改善が行われると見られる（産業連関分析による）。
	b. 日本の貿易収支	<ul style="list-style-type: none"> 日本の BaU は約 328 億ドルの貿易黒字であり、EPA 後は輸出・輸入ともに増加するが輸入の増加量が多く、約 285 億ドルの貿易黒字となる。日本は貿易黒字が約 43 億ドル（13.2%）減少し、貿易黒字の逡小傾向となる。（産業連関分析による）
	c. 韓国の貿易収支	<ul style="list-style-type: none"> 韓国の BaU は約 180 億ドルの貿易赤字であり、EPA 後は約 177 億ドルの赤字となる。貿易赤字は約 3 億ドル（1.82%）減少し、貿易赤字の逡小傾向となる。（産業連関分析による）
日本国内の特定地域に対する経済影響にはどのようなものが考えられるか	a. 影響が想定される日本国内特定地域	<ul style="list-style-type: none"> 日本国内の特定地方の経済への影響については、国内では相対的に韓国との結びつきが強い地域への影響が考えられる。
	b. 想定される具体的な影響	<ul style="list-style-type: none"> 国内で相対的に韓国との結びつきが強い地域として、北陸 4 県が挙げられる。しかし、これらの地域が国内に占める割合はそれほど大きくない。 輸出の 5 割を占める機械機器、輸入の中心となっている金属・金属製品をはじめ、鉱物性燃料、化学製品、機械機器、繊維・繊維製品、衣類等への影響が考えられる。

BOX 3-1 スケール（国内生産力、貿易収支など）への影響の定量評価

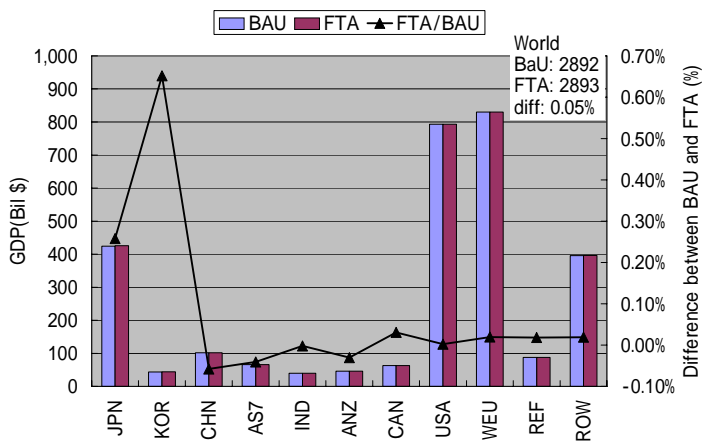


Figure3-1-1 GDP in 1997 (10bil.US\$)

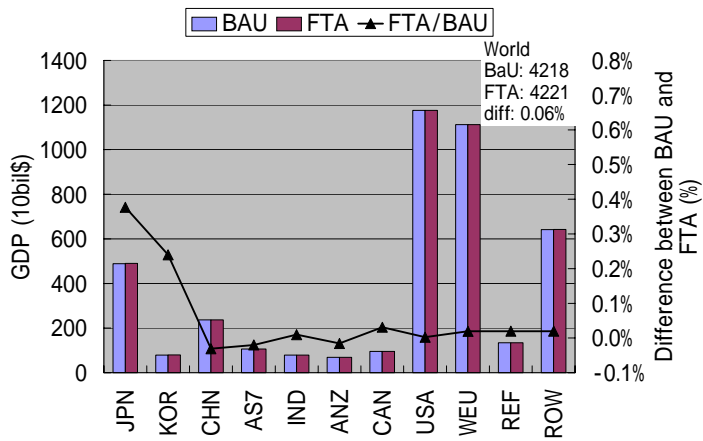


Figure3-1-2 GDP in 2010 (10bil.US\$)

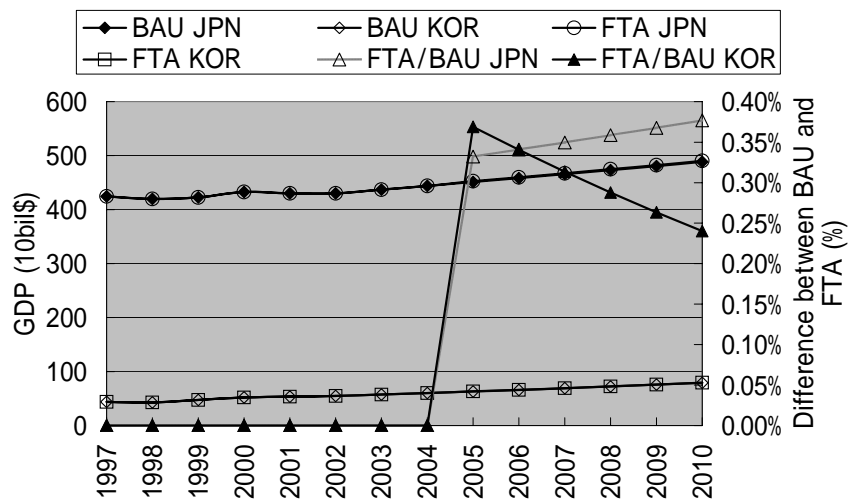


Figure3-1-3 GDP (JPN, KOR)

出典：AIM-CGE モデルによる分析（参考資料 3）

(2)製品・産業への影響

173. 影響を受ける製品・産業については、日韓両国で共通する部分と異なる部分があるものと見られる。両国に共通して見られるのは、農林水産分野と織物衣服皮革の分野の輸出額の増加であるが、特に農林水産分野については、全体に占める割合が小さいため、影響はそれほど大きくないと見られる。

174. 日本の輸出が増加する一方、韓国では輸出が減少し、逆に輸入が増加する部門として、非鉄金属業、紙・パルプ業、鉱業、畜産業、林業、その他機械の部門があげられ、これらの部門は EPA 締結により、日本の輸出が増加することで韓国では輸出の減少と輸入の増加が起こると予想される。

175. 日本への輸入は全部門において増大するが、中でも食料品、織物衣料皮革、鉄鋼業の増加率がやや高い一方で、韓国への輸入は石炭製品、非鉄金属以外の部門において増加するほか、農業、畜産、林業など農産品部門での増加率が高いことが産業連関分析によって推定されている。

表 3.18 製品・産業への影響（その1）

評価の視点	評価項目	影響の内容
<p>特に、輸出において影響が見られる産業部門はどの部門か</p> <p>輸出入の部門別変化（1997）はデータ有</p>	a. 全体的な傾向	<ul style="list-style-type: none"> ● 日韓 EPA による貿易変化の特徴をみると、まず、日韓ともに輸出・輸入が増加する部門は農産品を中心とした農業、林業、漁業部門であり、EPA 締結により貿易が活発になると予想される。 ● 日韓ともに輸出が減少し、輸入が増加する部門は貿易業、商業及び公的サービス、輸送機器業であり、これらの部門は日韓以外の第 3 国からの輸入が増える部門と考えられる。
	b. 日本の輸出	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業、漁業、食料品、織物衣料皮革の各産業部門での増加率が目立っているが、農林水産業については絶対額が小さいため、全体に対する影響は少ないものと見られる。（AIM/CGE モデルによる） 2010 年時点での推計では、農林水産業の輸出額の増加率が目立って高いが、絶対額は大きくない。 ● 農業、食料品、水産業の増加率が目立って高いが、食料品を除いては絶対額は大きくない。（産業連関分析による） ● 日本の輸出が増加する一方、韓国では輸出が減少し、逆に輸入が増加する部門として、非鉄金属業、紙・パルプ業、鉱業、畜産業、林業、その他機械の部門があげられる。 これらの部門は EPA 締結により、日本の輸出が増加することで韓国は輸出の減少と輸入の増加が起こると予想される部門である。
	c. 韓国の輸出	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本と同様に農業、漁業、食料品、織物衣料皮革の各産業部門での増加率が目立っているが、農林水産業については絶対額が小さいため、全体に対する影響は少ないものと見られる。（AIM/CGE モデルによる推定） 2010 年時点での推計でも、日本と同様に農林水産業の輸出額の増加率が目立って高いが、絶対額は大きくない。他の部門についてほとんど変化は見られない。 ● 関税撤廃により自国の産業競争力が増加するため、例えば 2010 年時点を想定した場合、両国とも農畜産業や漁業などの輸出額の増加が見込まれるが、産業全体に占める割合がもと小さいため、絶対額はそれほど多くない。（AIM/CGE モデルによる分析による） ● 一方、他の産業部門について輸出額の変化はあまり見られない（AIM/CGE モデルによる分析による） ● 農業、食料品、漁業の輸出額の増加率が目立って大きい。（産業連関分析による）

BOX 3-2 日韓の輸出に対する影響の定量評価 (AIM-CGE モデル)

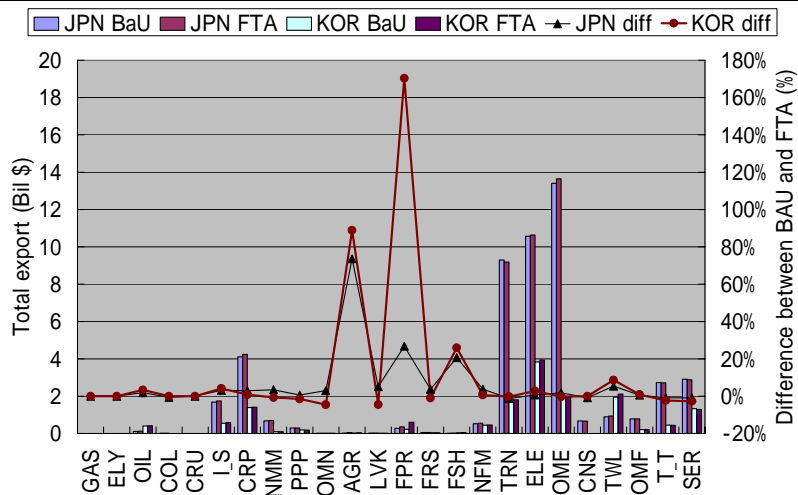


Figure3-2-1 Export value in the year of 1997 (10bil.US\$)

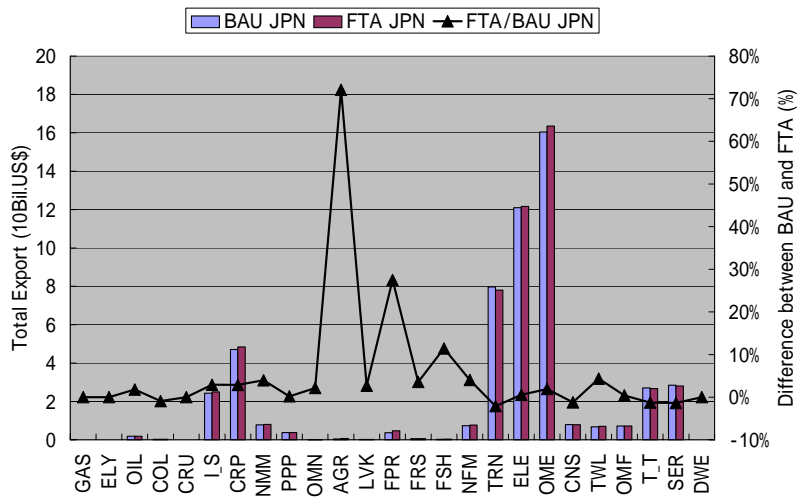


Figure3-2-2 JPN Export in 2010 (10Bil\$)

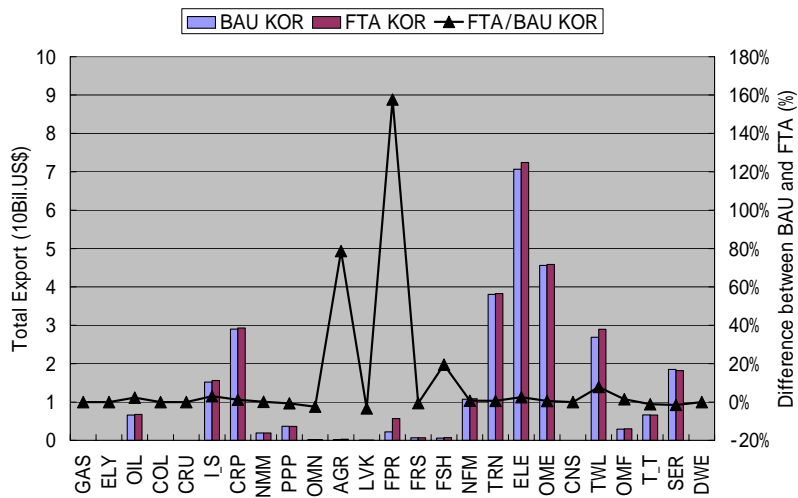


Figure3-2-3 KOR Export in 2010 (10Bil\$)

製品・産業への影響（その2）

評価の視点	評価項目	影響の内容
<p>特に、輸入において影響が見られる産業部門はどの部門か</p> <p>輸出入の部門別変化（1997）はデータ有</p>	a. 全体的な傾向	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸入額の変化についても輸出額の変化と同様に、関税が高率であった産業部門（農畜産業や漁業）での変化が見込まれる。
	b. 日本の輸入	<ul style="list-style-type: none"> ● ほとんどの産業部門において輸入額は微増の傾向を見せているが、特に食料品、織物衣料皮革が目立った増加率を見せている。（AIM/CGE モデルによる推定） 2010年時点の推計でもほとんどの産業部門において輸入額は増加しており、中でも鉄鋼業（+4.5%）、食料品（+6%程度）、漁業（+3.5%）、織物衣料皮革（+3%）の増加率が目立って高い。一方、輸入が減少した部門は見られない。 ● 日本への輸入は全部門において増大するが、中でも食料品、織物衣料皮革、鉄鋼業の増加率がやや高い。（産業連関分析（1995年）による）
	c. 韓国の輸入	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本と同様、ほとんどの産業部門において輸入額が増加傾向にあるが、特に農林水産業および食料品、織物衣料皮革、鉄鋼・金属関連、化学産業、機械・機器関連、その他製造業などの増加率が目立っている。（AIM/CGE モデルによる推定） 2010年時点の推計でもほとんどの産業部門において輸入額は増加しており、中でも農林水産業（+5～8%）をはじめその他機械（+5%）、鉄鋼業、化学産業、非金属鉱物、織物衣料皮革（それぞれ+3%程度）が目立っている。一方、輸入額が減少したのは非鉄金属などが挙げられる。 ● 韓国への輸入は石炭製品、非鉄金属以外の部門において増加するが、中でも農業、畜産、林業など農産品部門での増加率が高い。（産業連関分析（1995年）による）
<p>特に、生産量の増加が見られる産業部門はどの部門か</p> <p>生産額変化の部門別データは有</p>	a. 日本の状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 目立って生産量が増加する産業部門はないが、鉄鋼業、化学産業、非金属鉱物、非鉄金属、その他機械の生産量が増加すると見られる。（AIM/CGE モデルによる分析（1997年）による） 2010年時点の推計でも、生産量の変化は各産業部門ともほとんど見られない。 ● 産業連関分析によれば、増加するのはその他機械（+0.47%）、化学産業（+0.38%）、非金属鉱物（+0.38%）のほか、非鉄金属、住宅関連、電子機器などで見られる。
	b. 韓国の状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 農林水産業（農業、畜産、林業、水産業）の生産量が増加する。（AIM/CGE モデルによる分析（1997年）による） ● 織物衣服皮革、電子機器の生産量がそれぞれ増加すると見られる。（AIM/CGE モデルによる分析（1997年）による） 2010年時点推計でも、農林水産業（農業、畜産、漁業、林業）や食料品、電子機器、織物衣料皮革の生産量の増加率が目立って大きい。（食料品+6%程度、漁業、畜産、織物衣料皮革+4%程度） ● 産業連関分析によれば、目立って増加するのは農林水産業（+3.27%～8.56%）、織物衣料皮革（+4.55%）などで見られる。

BOX 3-3 日韓の輸入に対する影響の定量評価 (AIM-CGE モデル)

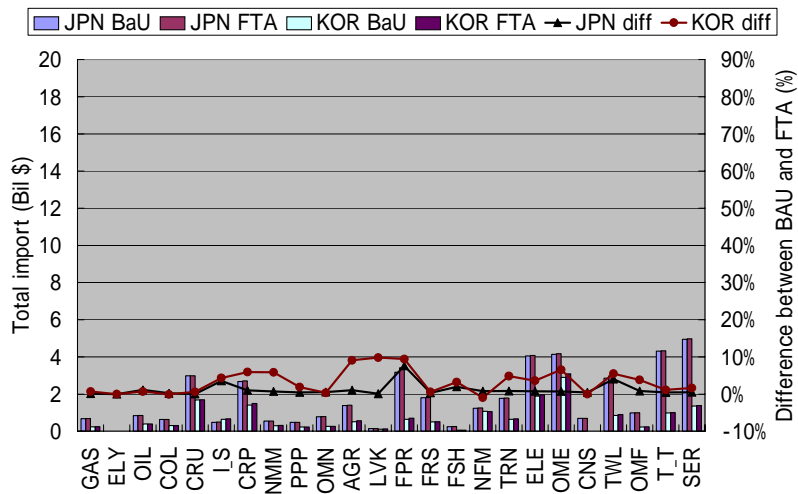


Figure3-3-1 Import value in the year of 1997 (10bil.US\$)

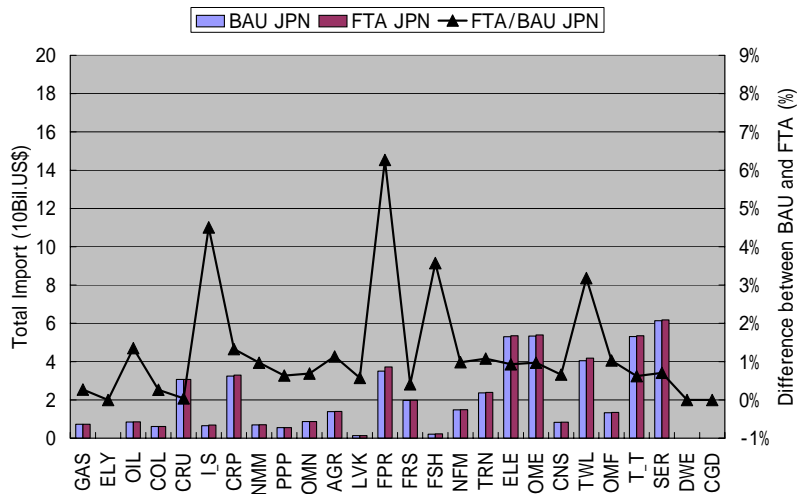


Figure3-3-2 JPN Import in 2010 (10Bil\$)

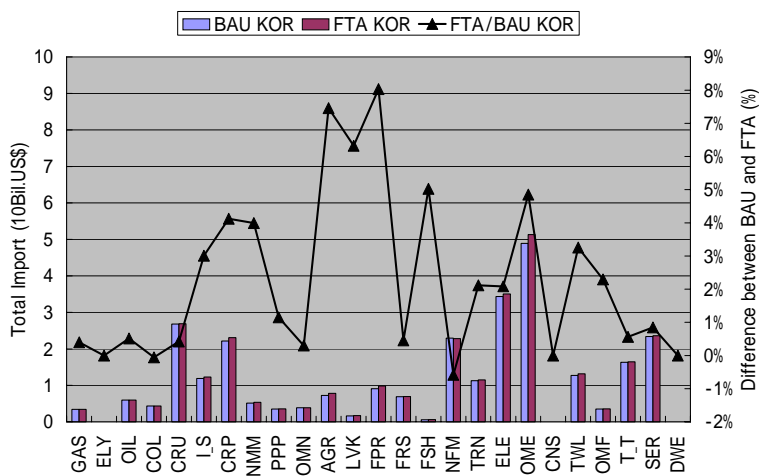


Figure3-3-3 KOR Import in 2010 (10Bil\$)

製品・産業への影響（その3）

評価の視点	評価項目	影響の内容
特に、生産量の減少が見られる産業部門はどの部門か	a. 日本の状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 農林水産業（農業、畜産、林業、水産業）の生産量が減少する。（AIM/CGE モデルによる分析（1997年）による） 2010年時点の推計では、石炭製品、石油、輸送機器、織物衣料皮革は減少すると見られる。 ● 産業連関分析によれば、目立って減少するのは化学産業（-4.55%）、石炭製品（-1.23%）のほか農林水産業など見られる。
	b. 韓国の状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 石炭製品および鉄鋼業、化学産業、非金属鉱物、鋳業、非鉄金属、その他機械の生産量がそれぞれ減少する。（AIM/CGE モデルによる分析（1997年）による） 2010年時点の推計では、石炭製品、その他機械の減少率が目立って（-2%程度）いるほか、鉄鋼・金属関連などでの減少が見られる。 ● 産業連関分析によれば、減少するのはその他機械（-3.64%）、鉄鋼業（-1.94%）のほか化学産業、非金属鉱物など見られる。
特定の製品や産業部門に対する消費へはどのような影響を与えるか	a. 日本における可能性	● 生産、投資については影響が及ぶと考えるが、消費については、全般的に、低価格品へのシフトが進むものと考えられる。
	b. 韓国における可能性	● 生産、投資については影響が及ぶと考えるが、消費については、全般的に、低価格品へのシフトが進むものと考えられる。